

第九十六回
国会

参議院文教委員会會議録第十五号

昭和五十七年八月十日(火曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

八月六日

辞任

伊藤 郁男君

補欠選任

小西 博行君

辞任

吉田 実君

補欠選任

素野 章君

八月十日

辞任

粕谷 照美君

補欠選任

鈴木 和美君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

片山 正英君

大島 友治君

田沢 智治君

小野 明君

佐藤 昭夫君

山東 昭子君

杉山 令馨君

内藤 三郎君

中西 一郎君

仲川 幸男君

素野 章君

降矢 敬義君

松浦 功君

鈴木 和美君

藤田 進君

宮之原 貞光君

柏原 ヤス君

高木 健太郎君

衆議院議員

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

議者

小西 博行君

西岡 武夫君

狩野 明男君

石橋 一弥君

小川 平二君

鈴木 勲君

宮地 貫一君

阿部 充夫君

瀧 嘉衛君

松本 正美君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

嘉衛君

し、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。

御存じのように、わが国の幼稚園の約四分の一は個人立、宗教法人立など学校法人立以外の幼稚園であります。このように学校法人立以外の幼稚園がわが国の幼児教育に果たしているところの役割りの重要性和父母の教育費負担軽減の必要性にかんがみ、これらの幼稚園に対しても経常費助成の道が開かれたのであります。

しかし、他方におきましては、教育基本法、学校教育法、私立学校法等では学校教育に必要な公共性と安定性、継続性を保持するため、私立学校は学校法人によって設立することになっておりますので、当然にその学校法人化は推進をされなければならないものであります。

このような観点から、昭和五十年に私立学校振興助成法が制定された際、その附則第二条第五項で、助成を受けた学校法人立以外の幼稚園に学校法人化を義務づけたのであります。

しかしながら、本年三月に学校法人化の期限が到来したもののうち、なお約半数が学校法人化に至っておりません。

また、質疑の中でも明らかにされましたように、現状では必ずしもこれらの幼稚園のすべてが学校法人化できるという環境条件にないことと、文部省においてもこれに対する適切な施策を持ち合わせていないことが指摘できるものであります。

こうした状況下において、無条件でさらに三年間公費助成を延長するという本改正案は、幼稚園制度を乱すことにもつながりかねないばかりか、学校法人化への確実な見通しがないため、正直に

補助を辞退した幼稚園や、法を遵守するため幾多の困難を克服して誠実に学校法人化に努力した幼稚園との間に均衡を失し、いわば正直者がばかを見ることになり、ひいては国の施策に対する国民の信頼を失ふことになるのであります。したがって、無条件での助成というやり方は、どうも容認しがたいものであると言わなければなりません。

補助金の交付を受けた学校法人志向園が法人化を果たすための義務を履行することは、この政策的意図と法の公正なる遵守ということから当然のこととあります。もちろん、先ほども申し上げましたように、中には最大限の努力を払いながらも諸般のやむを得ざる事情で学校法人化し得なかつた私立幼稚園の設置者も存在することはよく理解できるものの、きわめて遺憾なことには、学校法人化は義務規定ではあつても法人化しないからといって罰則も交付金の返還も求められないとして、補助金の交付を受けながら、その努力を払わなかつた設置者も多々あるということは事実であります。このことを不問に付しながら、さらに学校法人化する期間を何らの歯どめもなく三年間延長するという特例を設けることは、学校法人以外の私学に対する助成を行い、同時に学校法人化を促進し、そのことによって幼児教育を振興するという国民の期待と憲法の精神を裏切るものであつて、決して許されるべきことではありません。

以上の理由から、本修正案は、本延長措置によつて補助金の交付を受けた者が昭和六十年三月末日までに学校法人化を行わなかつた場合は、原則として延長された期間に係る補助金の返還を求めることとし、学校法人化を担保しようというものであります。

最後に、本修正案による措置とともに、公立、私立の適正配置や補助の拡充など私立幼稚園の一

〇委員長(片山正英君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、前回の委員会で質疑を終局いたしております。

本案の修正について宮之原君から発言を求められておりますので、これを許します。宮之原君。

〇宮之原貞光君 私は、日本社会党を代表して、私立学校振興助成法の一部を改正する法律案に対

〇国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案(衆議院提出)

〇小委員会設置に関する件

衆議院法制局側

第二部長 松下 正美君

衆議院法制局側

第二部長 松下 正美君

衆議院法制局側

第二部長 松下 正美君

衆議院法制局側

第二部長 松下 正美君

衆議院法制局側

第二部長 松下 正美君

衆議院法制局側

第二部長 松下 正美君

衆議院法制局側

第二部長 松下 正美君

層の振興策が不可欠であり、さらには幼保の一元化に取り組む必要性のあることを申し添えたいと存じます。

以上が本修正案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(片山正英君) それでは、ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより私立学校振興助成法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、宮之原君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(片山正英君) 少数と認めます。よつて、宮之原君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(片山正英君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

小野君から発言を求められておりますので、これを許します。小野君。

○小野明君 私は、ただいま可決されました私立学校振興助成法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党・公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一、私立学校振興助成法附則第二条第五項の期限の延長は今回限りの措置とし、再延長は行わないこと。

二、政府は、次の事項について指導の徹底を図ること。

(一) 所轄庁は、補助金の交付を受けた学校法人以外の私立の学校の設置者で学校法人化をなし得なかつた者について、なし得なかつた理由及び経過についての報告書を提出させること。

(二) 所轄庁は、学校法人以外の私立の学校の設置者で今回の期限延長に伴い、引き続き補助金の交付を受けようとする者について補助金の交付に先立ち、学校法人化への計画及び学校法人化への努力を誠実に行う旨の文書を提出させること。

三、政府は、法令を誠実に執行する立場から、三年以内に附則第二条第五項の条件が満たされるよう所要の措置を講ずること。

四、政府は、幼児教育全体の拡充整備に努め、特にその財政措置について配意し、また、今後とも幼稚園の教職員の待遇改善について引き続き努力すること。

五、政府は、第三項の進捗状況について、国会に適時報告すること。

以上でございます。

何とぞ御賛同くださいますようお願いいたします。○委員長(片山正英君) ただいま小野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(片山正英君) 全会一致と認めます。よつて、小野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、小川文部大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。小川文部大臣。

○國務大臣(小川平二君) ただいま御決議いた

きました附帯決議につきましては、今後その内容を慎重に検討して適切に対処してまいりたいと存じております。

○委員長(片山正英君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(片山正英君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(片山正英君) 次に、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案を議題といたします。

本案の趣旨説明はすでに聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小野明君 この法案の質問に入ります前に、教科書の検定問題につきまして、若干の情勢の変化もあるようでございますから、二、三文部大臣に御質問を申し上げたいと思います。

その一つは、鈴木総理が長崎に行かれまして、この教科書問題につきましては少なくとも総理が訪中をされる前に解決をいたしたいと、こういう記者会見がなされたところであります。官房長官はこれを、総理の決意表明、このように発表をされておるようであります。なお、引き続き昨日は、衆議院の外務委員会におきまして櫻内外務大臣がこの教科書問題について、いわゆる日中戦争についてはこれは侵略と認める、さらに朝鮮における三・一独立運動については、これは暴動ではない、独立運動である、こういった説明をなさっているわけであります。明らかに日中共同声明前文に沿った行為を日本政府は示唆したと、このように櫻内外務大臣は再改訂を示唆したと、このように記者会見の言明あるいは櫻内外務大臣の国会における答弁、これらがございしますが、これらを受けて松野国土庁長官は名古屋でさらに発言をなさ

つて、内政干渉だと言わんばかりの御発言があつ

ておるわけであります。これを聞いて、私も国民は、まさにこれは閣内不統一、全く閣内不統一ではないかという印象を受けるわけであります。

そこで、主務大臣である小川文部大臣は、これら一連の事象についてどのような御見解をお持ちであるのか、まず伺いたいと思います。

○國務大臣(小川平二君) 私も総理の仰せられましたのと全く同様に、訪中前にこの問題を円満に解決しなければならぬ、さような認識のもとに、当方の立場、当方の真意を誠意をもって説明することによって問題を解決したい、かように考えておるわけでございます。

昨日の外務大臣の御発言でございますが、私は具体的なことはよく承っておりますが、私は知いたしていませんが、日中友好の精神を損なわないで誠意を持って解決すべきことを述べられたものである、このように理解をいたしております。具体的な改訂の問題についてお触れになったものではない、このように理解をいたしておるわけでございます。

それから、松野國務大臣の発言でございますが、私がかねて申し上げておりますように、中国の申し入れあるいは韓国の申し入れにつきましては謙虚にこれを受けとめなければならぬというのが私の考え方でございます。内政干渉云々というきわめて高飛車な対応をすることは問題を解決する上においてきわめて好ましくない、かように考えております。

○小野明君 まさに文部大臣、松野國務大臣等御発言があるということは、国民に閣内不統一という印象を与えたことは否めないこれは事実ですね。そのことについてひとつ大臣の御見解を承りたいわけですが。

○國務大臣(小川平二君) 素直に申し上げざるを得ませんが、あのような御発言は、問題を円満に余すところなく解決しなければならぬ、全力を傾注しております私どもの立場から申し上げます。わけて遺憾な御発言であつたと考えております。

教員会で大正は、教科書検定規則の正誤訂正という項がありますが、これにのつて発行から正誤訂正の改訂申請が出た場合には、これを十分検討する、いわば再改訂に含みを持たせた御答弁があつてゐるわけでございます。これは、検定規則というものがあつて、発行者からこの規則にのつて正誤訂正要求が出た場合には、これは従来の改訂の実績も事実もあるわけですから、当然それには私は応ずべきである、再改訂に應じなければ、私はこれはむしろ法に違反することになるのではないか、このように思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(小川平二君) 私は、かねてから繰り返し申し上げておりますように、誠意を持って当方の立場、当方の真意を理解してもらう努力をすることによつて問題を解決したい、かように考へておられますので、改訂のことについては考へいまま変わりはないわけでございます。この考え方については、湯山委員の御質疑に對して、まずこのことを申し上げまして、さらにまた、私はさうな考へ方でありまゝから、いわゆる正誤訂正に關連する規則等についても十分研究をいたしております。研究をする必要ありという判断に到達いたしましたならば、その時点で事務局との間で詰めてみたいと思つております。かような答弁を申し上げまして、主として初中局長をして答弁に当たらしめておつたわけでございます。湯山委員の御質疑に對して私が答弁を申し上げましたのは一般論を申し上げたわけでございます。一般的に正誤訂正の申請があれば、それが形式的に整つてゐる限り、これを受理した上、要件に該當するかどうかを検討することになります。要件に該當するかどうかを申し上げておきます。一たん改善意見を受け入れて訂正をしたものを、再びもとへ戻したいという趣旨の申請をいたします場合に、これが正誤訂正になじむかなじまないか、これはなじまないかと解すべきである、私の答弁に先立ちまして初中局長がお耳に入れていることでございます。

私も、恐らくそういうことだろうと考えているわけでございます。

○小野明君 これは初中局長、初中局長の衆議院文教委員会における答弁は、これはきのうの外の務委員会でも若干変わったような感じがいたしますが、正誤訂正申請があつても受け付けなかつた、この申し上げたのではない、申請を受理した後に、正誤訂正に該當するかどうか十分に検討し、形式的要件になじまなくても訂正することはあり得ると、こういう初中局長は答弁をなさつておられると思いますが、これは間違ひないと思つておられるか、いかがですか。

○政府委員(鈴木勲君) ただいま小野先生お読みになりました前半はそのとおりでございます。正誤訂正の申請がございました場合に一般論として当然受理しなければならぬわけでございますが、本件につきましてもこれが正誤訂正になじむかどうかということになります。それはなじまないというところを申し上げておきますので、形式的要件に該當すれば正誤訂正することあるべしというやうな発言は、私は衆議院の委員会を通じて、また外務委員会を通じてそういう発言はしてないでございます。

○小野明君 一般的要件とこの本件と、こういうふうな區別をして言われるようですが、一般的要件の方がこれは優先して考へるべきことではないですか。発行者から法律に基づいてこの正誤訂正要求が出される、そうすればこれを検討をしないということは言われない。これは政府委員段階の私は判断ではいかぬと思うんですが、文部大臣も、これは正誤訂正要求が出されれば再改訂に該當するか否かは十分に検討の要ありと、この答弁をされておられるわけですか。ですから私は、これは再改訂に含みを持たしたものだ。また、それがなければ深刻な外交問題に発展をしたこの教科書問題を解決するべきにならぬ。幾ら政府高官を中国に派遣をしましてもこれは解決しない、この私は見ておりますが、再度文部大臣の御見解を承りたい。

○政府委員(鈴木勲君) 事務的な点もございまして申し上げさせていただきますが、先生御承知のように、検定にはもう申し上げるまでもなく、新規改訂と改訂検定とございまして、これは正式に教科用図書検定調査審議会に諮りまして、その答申に基づいてやるというものでございまして、これが検定でございます。また、この改訂検定等は三年後に行われるわけでございますので、その間における客観的情勢の問題とか、正誤の問題とか、あるいは統計資料とか、そういうものにつきましても簡便な救済措置を設けておられるのが正誤訂正の趣旨でございます。また、そういう意味で、それが三年以内に何らかの形で出てまいりますれば、それは正誤訂正という形で出されたい、そういう意味で受理しないというわけが、ただ、ただいま問題になつておる案件について申し上げますならば、これは改訂検定におきましても同様に扱われるべき案件でございます。一度改善意見を受け入れて直したものをまたもとに戻すというふうなことは改訂検定の趣旨にもなじまないわけでございます。また正誤訂正の趣旨にもなじまないということを申し上げたわけでございます。

○国務大臣(小川平二君) 一昨日、外務、文部両省の局長を北京へ派遣いたしました話し合いがよろしく結ばれたとしていたたいた段階でございます。したがって私は、改訂する以外に問題解決の道はあり得ないというやうな判断にはまだ到達いたしておらないわけ、私のこの問題に對処する基本姿勢につきましても、繰り返し申し上げたところといささかも変わつておらないのでございます。

○小野明君 くだいようですが、衆議院の文教委員会では、大臣は日中十五年戦争は侵略戦争であると、こういう認識を表明されておられるわけでありまゝ。さらに湯山委員の再改訂に該當するかどうか、本件について、私はあくまでも一般的原则が優先すると思つておられますが、なお十分に検討をいたし

ますと、こういう答弁をなさつておられるわけですよ。だから院が違つたらまた答弁が変わるといふやうなことは、これは大臣おかしいことじやないですか。これは政府委員レベルでなくて主務大臣、これだけの国際問題になつておる教科書検定問題、大臣の自主的な、ひとつ主體的な判断、再度伺いたい。

○国務大臣(小川平二君) 繰り返しになりますが、私は湯山委員の御質疑に對して私がこの問題に對処する基本的な姿勢をまずお耳に入れたのでございます。次いで御質疑に對しては、一般論として正誤訂正の申請があれば形式的に整つてゐる限りこれを受理した上で正誤訂正の要件に該當するかなかを検討することになつておると申し上げたわけでございます。一端改善意見を受け入れて訂正したものを正誤訂正の形で申請すること、これがこの正誤訂正という制度になじむかなじまないかという点については、私自身は何事も申し上げておらないのでございます。この点につきましても、私の発言に先立ちまして初中局長から繰り返して制度になじまないという意見をお耳に入れているとおりでございまして、私といたしましては、格別含みのある答弁を申し上げたつもりはないのでございます。この問題をどのようにして解決するべきかということについては、繰り返しお耳に入れたところといささかも変わつておらないわけでございます。

○小野明君 再改訂するともしないとも私はまだ申し上げておりません、そのとおりですね。

○国務大臣(小川平二君) そのことについて考へておらないということを従来も申し上げてまいつたわけでございます。

○小野明君 最後に、けさの朝日には「文部省教科書修正要求に見解」ということで発表をされております。重大な問題ですね。この資料は当然この文教委員会に提示をしてしるべきだといふように思つておられますが、いかがですか。

○政府委員(鈴木勲君) ただいまお挙げになりました件につきましては、問題とされております個

別事例の検定の内容について文部省といたしましてまとめたものではないと。いろいろ指摘されております事例については、これは個別にこれまでも国会におきます質疑等を通じてその概要を外部に説明しておりますけれども、これを文部省見解という形で統一的にまとめたというふうなものは作成してないのではありません。具体的内容につきましては、必要に応じて国会等におきましての御質疑によって説明をさせていただきますという態度でいるわけでございます。

○小野明君 それはおかしいですね。きょうの理事会でも、資料はいままでのものは満場一致で要求する、こういう決定をしたところですから、早急に出していただきたい。

大臣ねもうこれは本当、くだいようですが、いまのような主務大臣の御見解ですと、閣内は分裂しておる、外務大臣はああいふ発言をなさつておる、総理は早く解決すると、文部大臣は再改訂にに応じない、正誤訂正にも応じない、法に決められた手続に従つても応じない、こういうことでは、重大な国際問題に発展をしたこの教科書問題というのは膠着状態でいつまでたつてもこれは解決できない。どう解決するおつもりであるか、政治家文部大臣としての、主務大臣としての見通しを私は伺いたいと思います。

○国務大臣(小川平二君) 繰り返して何度も申し上げましたとおり、文部省は軍国主義を復活しようとか、あるいは歴史を改ざんしようという意図のもとに検定を行ったわけではございません。指摘されている事項につきましてはそれぞれ理由があつて検定をしておりますのでございまして、同時にまた教科書におきましては、ことごとくの教科書がいわゆる平和主義につきましても、あるいはまた日中共同声明の趣旨につきましてもきわめて正確に記述をいたしておりますのでございまして、全体を通してあらば当方の真意は必ず理解してもらえるに違いないと、このように信じておるわけでございます。したがつて、改訂ということとはただいま私の念頭に全くないわけでございます。

○小野明君 そういう態度ではこの問題は何ら解決しない。中国や韓国あるいは台湾、東南アジア全体に広がった深刻な外交問題に発展したこの問題について、私は文部大臣は主務大臣として重大な責任を負わなければならないと思ふ。また、鈴木総理の長崎発言ともこれはそごをする御見解と私は指摘せざるを得ない、それだけ申し上げまして法案の質問に入りたいと思ふ。

まずこの法律案であります、この法律案を提案された基本的な態度、これは提案者にお尋ねをいたしたいと思ふんですが、これは外国人を国立大学の教授にしない、非常に日本が閉鎖的である、だからそういう国際的な非難を免れるために一時的な必要としてこれを提出されたものであるのか、あるいは今後わが国が総合的な国際化政策、これを推進、拡大をしていくという積極的な立場、その第一歩であるのか、消極、積極、二つの面があると思ふんですが、これは提案者はどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(狩野明男君) お答えいたします。急激に進展している国際化時代において、わが国が国際社会の一員として学問研究、学術、文化等において国際的に開かれていく大学を目指して、そして一層活発化していくために特にこの法案は必要である、特に大学の研究、教育において国際化の必要性が重要であるということを考えまして、積極的に推進していく考えでございます。

○小野明君 提案者はそういう御趣旨、これから積極的に国際化、開かれた大学に持つていくというお気持ちであります。文部大臣、教科書問題に見られるような偏狭な御態度がございしますが、本案について大臣はどのような基本的な認識をお持ちでしょうか。

○国務大臣(小川平二君) 大学の国際化を図ろうという観点から外国人を国立大学の教授等に任用する道を文部省としても今日まで探つてきたところでございます。外国人を一般職の公務員に任用することにつきましてはいわゆる当然の法理との関連で関係省庁との間に種々検討、調整を重ね

てきたわけでございますが、成案を得るに至らざるうちに、今回、議員提案の形でこの法案が提出されたわけでございます。文部省といたしましては、これを歓迎いたしまして、速やかな成立を期待いたしております。

○小野明君 提案者のお気持ちといま大臣が答弁されましたお気持ちとは若干ニュアンスの差があるようでございますが、この法案の成立を機に大学の国際化に向けて日本の閉鎖社会的な認識を改めていく、こういった積極的なお気持ちがあるものかどうか、再度ひとつお聞きをいたしたい。

○国務大臣(小川平二君) 教育、学術の国際交流を活発ならしめるということは文教政策の途上に横たわつております非常に大切な喫緊の課題だと存じておりますから、この法案が幸いにして成立いたしますれば、これを契機としてその方向で一層積極的な努力をしてまいりたいと思ふのでございます。

○小野明君 次に、提案者にお尋ねをいたしたいと思ふんですが、これだけ重大な法律案が内閣提出でなくて自民党の石橋君外四名の議員立法、普通であれば大体会員長提案というような形で議員立法がなされるのが普通でありまして、ちよつとこういう形で提案をされた経緯についてひとつ御説明をいただきたいと思います。

○衆議院議員(狩野明男君) お答えいたします。先ほど先生からの御指摘のとおり、教育、学術、文化の国際交流はわが国にとつて非常に大切なことであり、特に大学における研究、教育においてはこの国際化の必要性はまさに大切なことだと思ふ。さらに、欧米先進国においては、すでに大学における国際化が図られ、外国人を正規の教授として任用されていることは御承知のとおりでございます。

この法律案につきましては、本院の秦野章先生からも五十三三年三月の予算委員会以来、本問題を取り上げておられ、また各種の審議会や大学関係者などからの指摘もあり、文部省においてもこれを取り上げるべく特別立法法などを行うような措置

をとつて検討を続けて関係各省との間の調整をしておりましたけれども成案には至らなかつたわけでございます。

そこで、自由民主党といたしましては、大学の国際化を図るために、国立大学の教授等に外国人教授を任用し得る道を開くことはわが国が国際社会の一員として国際社会に貢献する道であり、さらにまたわが国内における学問、研究のレベルアップのためにも非常に大切である、そしてこの法案を成立させることは急務の課題であるというふうに考えまして本法案を提出した次第でございます。

○小野明君 積極的な提案者の意図には私も賛意を表しますが、それにいたしましたも文部省の学問、研究、教育に対して非常に閉鎖的な態度というの私は遺憾に思ふ。なぜこれが内閣提出になり得なかつたのか、ひとつ御説明をいただきたいと思います、大学局長。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど提案者からも御説明があつたわけでございますけれども、従来とも、私も、あるいはいろいろな審議会等であつた趣旨の提案がございまして、積極的な姿勢で対応していくいろいろ検討を続けてまいつてきたわけでございます。

政府提案でなぜこのことを処理できなかったのかというお尋ねでございますが、具体的に若干その間の事情を御説明申し上げますと、たとえば国や地方公共団体の機関にはそれに属する公務員の職種というのはいきわめて多種多様なものがあるわけでございまして。問題は、大学の教授等については、このような制度の創設を提案するに当たりましては、そういう公務員全体についての考え方を整理する必要があるわけでございまして、たとえば国立大学にもいろいろ附属の研究所というふうなものがございます。さらに、研究所という観点から申し上げますと、国立大学の所管の研究所以外に、たとえば農林水産省の研究所でございますとか、あるいは通産省所属の研究所というふうなものもございまして、それらの他省所管の研究所

ば、従来の慣例から考えてみましても、こういう自民党だけではなくて各党各会派に呼びかけて、せめて委員長提案という形でこの法案を提案さるべきではなかったかと、このように思いますが、どこにその障害があつたんでしょうか。

○衆議院議員（石橋一弥君） お答えします。

ただいまの御質問に入る前に、当然の法理とこ

の特別措置法との問題でありますが、大学局長からその間のことがる説明はあつたわけでありま
す。そこで、秦野先生の御提案以来、例年この問
題が党内においては議せられておりました。とこ
ろが、残念ながら各省間の話し合いがなかなか
つかないわけであります。しかし一方、先ほど申
上げましたとおり、いわゆる研究、教育でありま
すとか、国際化の必要性ということを考えてみま
すと、もうこれ以上は待てないという政治判断、
その上に立つて本法案を今国会へ議員提案とし
て提出をさせていただいたわけであります。

ただいまのお尋ねの件でありますが、提案者、党内においていろんなことを議しておったわけでありますが、特にこの法案の中の第二条と、その中の一項と二項、そして三項、この点についていろんな議論がやはり闘わされたわけであります。そうしたことで、そのような党内の中のいろいろな問題があつたことというのが一つ。

それから、率直に申し上げますが、ただいまの小野委員のおっしゃる形を、このような問題についてはこれからもとるべきであるなど、こう私自身は反省をいたしているものであります。

いずれにいたしましても、われわれはまだ国会内のいろいろなことがよくわからない中においての立法の手續、そしてだんだんだんだん詰めていって、おおよその法案大綱ができてから、まあまあ衆議院におきますところの理事懇等で全くの大綱をお話し申し上げましたところ、この点ならばという各党の皆さん方のお話もあったというのが偽らざる内容でありますので、ただいまの小野委員の御意見、ありがたくちょうだいし、また反省をいたすものであります。

○小野明君 それでは提案者の石橋議員にお尋ねいたしますが、やはりこの法律案を拝見をいたしまして、いま大学局長は立法によつて当然の法理を超えたということを言われたわけですが、やはりいわゆる法理からまだこの法案は脱却し得ていませんですね。この当然の法理と言われるもの

から完全に脱却をしているわけではない。ただ、その立場に立ちながら特例を設けたと、ちよつと風穴をあけたという程度にすぎない、こういうふう

に思ひます。立法の御努力はこれは私も評価するにやぶさかではありませんが、法律でもない何でもないこの法理なるものに、法制局見解に対して、そこに立場を置きながら、これを特例をもつてちよつと風穴をあけたという印象を受けますが、この点について提案者はどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員（石橋一弥君） お答えいたします。

その限界の問題でありますが、題名に示しますとおり特別措置法でございます。結局当然の法理と言われる公権力の行使でありますとか國家意欲の形成、そうした当然の法理、その上に立つて、一方いふ學問というものものの求められてゐる強い要請、そうしたものを考えあわせまして、ここで毎年のように具体的にすることにならないままでいるよりは少なくとも前進をすべきであるという考えより、その上に立つておりますので、とにかく法制局長見解等も十分頭の中に入れないながらこの法案の作成をいたしましたわけであります。

ただ、ほんのちよつとという御発言であります
が、第二条第一項の中に、さて学部長、学長を入
れるべきかという問題点、これは入れませんでし
た。二項で、「合議制の機関の構成員となり、その
議決に加わることを妨げられるものではない。」
というのは、これは大変なやはり議論がありま
したですが、どうしてもここまではすべきである
というこで入れたわけであります。

続いて、第三項の教員の任期についても、いろいろな問題点があつたですが、「大学管理機關の定めるところによる。」ということ、大学の自治に任せたという考え方、いづれにいたしましても、当然の法理に穴をあけるといふ考え方とその手段、私どもといたしますと、限界ぎりぎりのところまでやつたなという考え方を持つております。

以上です。

○小野明君　そこで、これは若干もとに戻りますが、大学局長、国立大学の教員というのは、私立大学の教員と職務内容は、これは大体同じですよ。大学においては学問、研究あるいは教育、これには憲法上、思想、信条の自由、あるいは学問の自由という規定がございます。これと一般の行政職員ですね。指揮、監督を受けて、それこそ公の権力の行使あるいは公の意思の形成に当たる一般行政職の職員の場合と、学問の自由を保障された大学の教員の場合と、これは当然異なる立場で考えるべきではないのか。それをしも、大学の教員も公権力の行使あるいは公の意思の形成に当たる者として、身分はそれでも仕方がないと思えますけれども、これで当然の法理という理屈で縛るということは、それこそ学問の研究、教育の自由を拘束することになるのではないでしょうか。

局長いかがですか。

○政府委員(宮地實一君) 先生御指摘のように、

大学の教授としての職務は、国立大学の教官であ
れ、私立大学の教官であれ、はたまた公立大学
の教官であれ、そのこと自身は教育基本法な
り学校教育法上、行方職務については変わりが
ないわけですから、これは設置形態はそれぞ
れ異なるわけでございます。これは設置形態は
それぞれ異なるわけでございまして、それが果
たすべき使命として、国公私立大学いずれも
その点に關していえば同じであろうかと思つて
おります。問題は、設置形態の面でやはり国立
大学、公立大学、私立大学それぞれ設置形態
が異なるわけでございまして、國立大學はその
限りで申せば、國家行政組織法第八條第一項
にいます國の行政機關に置かれる文教施設とい
ふことで、たとえば國立大學の場合でございま
すと、その設置廃止は國立學校設置法という
法律によつてその設置廃止が行われるわけで
あるというような形になつてゐるわけでござい
ます。この点は先生十分御存じのとおりのこと
でございますが、それに対して私立大學という
のは私立學校法に基づきまして學校法人が設
置主体でございまして、この設置については文
部大臣の認可があれば大學が設置されるとい
うわけでござい

いまして、設置形態が異なるというところから、たとえは大学の教官についても教育公務員特例法の適用というようなことで、先ほど御指摘のような一般の行政職員とは異なる取り扱いが、それぞれ教育公務員として必要な取り扱いというのは教育公務員特例法で規定があるわけでございますけれども、しかしながら、国立大学なりあるいは公立大学というのが国なり地方公共団体の設置するものでございまして、それぞれ御案内のとおりそれは行財政財産として管理されておるといような点が私立大学の場合とはやはり異なる取り扱いになるわけでございます。国家公務員という形で置かれている以上は、やはり国家公務員全体に通じて言われております法理が、その限りにおいてはやはり法理に従って規制が行われるというのは、それが国立大学の教官でございますれば、やはり同様に及ぶというぐあいに理解をするわけでございます。

先生御指摘のように、大学の教官は国家公務員であつても、それは一般の行政事務を処理している者とは違ふんではないかという点は、私どももその点は御指摘のとおりだと思います。そして、その点がまさに必要な法的措置としては教育公務員特例法ということ、いろいろな任用についても特別の任用の規定というものを設けているといふのが、その辺が教育公務員ということに着目した点であらうかと理解しております。

○小野明君 設置形態が違ふということは、これは私も知らぬことはありません。改めてあなたから言われることはないわけですが、私が申し上げたいのは、おわかりのように一般行政職の職員、これにはいわゆる当然の法理というものがかるかもしれない。しかし大学の教員、これは学問研究の自由はあくまでも求めていかなければならぬ、あるいは本法案に言われるように、学問研究には旗国、国境はない、開かれた国際性というものを持たなければならぬというたてまえ、また憲法上も学問研究の自由というものを保障されているということから考えました場合に、いわゆる

当然の法理といわれるものによつてこれを拘束するということはいふを得ないではないかというところが質問の焦点なんです。これはひとつ提案者にもお答えをいただきたいと思つております。再度ひとつ。

○政府委員(宮地 一君) 御質問の趣旨は、私もよく先生おっしゃる点は理解をいたすものでございまして、一般行政職員に対しての法理というものと、大学の教員というような職務を遂行する者に対する法理の、いわば同じ公務員といつてもそこは法理の考え方としておのずと異なる点があるんではないかという御趣旨であらうかと思ひます。その点は私も十分理解するものでござい

ますが、ただやはり私もその点は御説明があるいは十分でないかもしれませんが、法理というものを公務員のいわゆる習慣、能力として外国人を認めるか認めないかという基本論でございましてけれども、やはり基本的には国家の主権を尊重、維持をし、また他国の国家主権を尊重するというような基本的な理念があるわけであらうかと思ひますけれども、その点は従来からの法理が、たとえば助手の場合には認め得たけれども、教授の場合には先ほど来の公権力の行使に当たる部分が出てくるから、それはやはり何らかの特別立法措置がなければできないと理解をして解釈されてきたわけでございます。その点については、こういう特別な立法措置を要せずして、やはり教授等を任用することもあり得るといふお考えの方も確かにいらつしやるわけでございますけれども、私もまたさきに大学の教員等について従来法理と異なる適用の仕方を新たに起こすといふことは大変意味のあることではないかといふぐあいに理解をするものでございまして。

○衆議院議員(石橋 一弥君) お答えをします。

一般行政職と大学の教授と研究者との問題については局長、答弁したとおりであります。そしてまた小野委員のおっしゃる意味も私にはよくわかります。まさに小野委員の御指摘する大学の教授

等、研究者であるから、であるからそのことを解決するために申しますか、研究者であるから当然の法理といふものに穴を——穴をあけるということはいかかかと思ひますが、特別措置法をつくつてもいいだらうという考え方で取り組んだわけでありまして。

か、また国会の論議等ですすんで長く取り上げられてきた点でございまして、大学を積極的に開かれた大学とするという立場から、外国人の教員を正規に任用する道を開くということについては私どもとしても積極的な気持ちで対応しておりますのでございまして。

○小野明君 大学局長、国家公務員法の三十八条、地方公務員法の十六條は、公務員となるための資格、これも一つの法理だと思ひます。これも法理だと思ひますが、これは日本国籍を有することを要求してないわけですね。要求してない。これはこれで一つの法理。しかしながら、あなたがどうもこの提案者と違ひまして、やはり内閣法制局見解というものにどうしてもこだわつてくる。これにひかれて、どうしてもこの法律案にいまだしの感をぬぐえないといふのはいかがなものかと私は思ふんですが、もう一つ。

○小野明君 これは具体的に申し上げた方がいいと思ひますが、この法案では、外国人教員を教授会には参加させるが、学長、学部長等には任用しない、こういうたてまえをとつております。これは教授、助教授、講師と、こういうふうになることによつてそれを裏づけていると思ひます。そこが私は問題だと思ふ。せつかく外国人を教授に任用し議決機関として参加をさせると、そこまで踏み込んだのであれば、学長、学部長にしても——これは諸外国にはたくさん例があります。私立大学にももちろん例があるわけですが、むしろ外国人教授を差別する、そういう結果を招くのではないか、こういうふうに思ひますが、いかがでしようか。そうですね、提案者のお考えをまず聞きましょうか。

○政府委員(宮地 一君) 御指摘の国家公務員法の規定について、まあここには日本国籍ということが欠格事項として挙がつていないという御指摘があつたわけでございますけれども、公務員についていふやうな当然の法理といふのは、そういう明文の規定が仮にないといふにしても、公務員に関する一般的ないふやうな規定が、たとえば特別の法律、たとえば外務公務員法でござい

○衆議院議員(石橋 一弥君) お答えいたします。そのところがまさに当然の法理といふのと特別措置法としてこの法案を作成をいたしました際の限界と申しますか、限界を学部長、学長等まで二条一項に入れたところでございます。しかし、教授とし、助教授となつた人がその学内においての教授会にも出られない、その議決にも加わることができないといふことは果たしていかかといふことで第二項を入れたさせていただきますのでございまして。

○小野明君 それでは提案者ですね、これはそれまでこれらと。しかし、将来外国人教授で管理

職あるいは管理職に適任者が得られると、こういう状況になつた場合、これは仮定になりますが、将来特例法の限界を踏み越えるおつもりがあるのかどうか、お尋ねいたしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(石橋 一弥君) お答えいたします。

ただいまの小野委員の御質問であります。私も提案者といふと、まず、これはわが国において明治以来初めてのことであります。もう一つは当然の法理といふものもあると。そして限界といふものがここであらうといふことでしたわけでありまして、将来このような制度にわが国そのものがなじんでまいつたり、あるいはまたそれ

○小野明君 さらに、この法律案では任期制をとつております。これに任期制を導入をされた。ほかの日本国籍を有する教授には任期制というものはない。しかし、この特例法は任期制を導入したといふと、このように思われるわけですが、この点も私は問題になるのではないかと、こう思ひますが、いかがでしようか。

○衆議院議員(狩野 明男君) お答えいたします。先生も御承知のように、大学等における国際交流は、一定の研究目標というのを定めたり、それから、研究計画が期間をもつて定められたりしてゐるのが一般的であります。これに対応するためにはやはり年限を切つて人材を招聘することが予想されるということが一つ。それから、大学側より積極的に外国人の任用を行うためには、任期を設けるということによつてローテーションシステムをとることができると、そのことによつてかえつて受け入れを円滑化できるのではなからうかと。それからもう一点は、任用される外国人そのもの、本人及びその所属する機関の承認を得るためには任期があつた方が有利であるような場合も

想定されるというようなことを考えて任期制というのをとったわけでございます。

○小野明君 その点はまあ便利さというよりも、やっぱりさらに原則的なことから考えまして他の日本人教授と同じような扱いにするということの方がより私は公平、公正ではないかと、こういう意見を持っております。また、この任期制について文部省が任期の標準を示すのではないかと、それを行政指導するのではないかとというような見方もあるようですが、その点について大学局長いかがですか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の任期についての規定は、「大学管理機関の定めるところによる」ということで規定をしているわけでございまして、ただいま提案者の方からも御説明がございましたように、国際交流推進という観点から任期をつけることを原則としているわけでございまして、私もいたしましては、具体的なその定めは「大学管理機関の定めるところによる」ということで、大学管理機関にゆだねているわけでございまして、したがって、個々の大学の対応はそれぞれの大学において行われることになろうかと思っております。私も何が何らの標準を定めて指導云々ということはないところと考えております。

○小野明君 これは大学の管理機関が定めるところになるわけでありますが、やはりこれは任期制が導入されるといふ提案者もありませんように、これは明らかに事実であります。そこで、教授、助教授、講師と、こういうことになりましたと、日本の公務員制度では任期制を導入することによって制度の一部に手直しをしなければならぬ点が出てくるのではないかと。たとえば共済関係の法律がございまして、これは原則として終身雇用、これを前提としております。だから、現行法を機械的に適用するということになりますと、長期給付の場合等において任期制の公務員には著しく不利が生じてくるわけですね。でありますから、不公平にならないような制度を工夫する必要がある

しないか。——これは文部省において、あるいは大蔵とももちろん関係がございましょうが。さらに旅費等の問題。外務公務員の場合の帰住旅費との関係がございまして、これらも手直しをする必要があるのではないかと、このように思われますが、文部省はどのようにお考えですか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の第一点の共済組合関係の法律の適用の関係でございまして、外国人が国立公立学校の教官に任用された場合には、国家公務員共済組合法または地方公務員共済組合法の適用を受けることになるわけでございまして、そして、この共済組合法を適用するに当たしまして、年金の受給権発生要件は、御案内のとおり、二十年以上の加入ということになっているわけでございまして、それに関連しての手直しが必要ではないかという御指摘の点でございまして、問題は任期制がとられることによりまして受給権が生じないことも事実出てくるわけでござい

ます。それで、現行制度上加入期間の不足によりまして年金の受給権が発生しない場合があり得ることを予想しまして、現行制度では脱退一時金の制度が設けられているわけでございまして。この制度は、「組合員期間が一年以上二十年未満である者が、退職した後に六十歳に達した場合又は六十歳に達した後に退職した場合」で、年金の受給権がないときにその者からの請求に基づいて一時金を支給するという仕組みでございまして、御案内のとおり俸給日額に組合員期間に応じた所定の日数を乗じて得た額と六十歳に達するまでの間の利子相当額を合算して支給をするという規定がございまして、もちろんこのことによつて、したがって掛金の掛け捨てというようなことが出て、共済組合加入による不利益というものは生じないものと考えてわけでございまして。ただ、外国人にこの制度を適用するに当たりますと、もちろん制度の趣旨等を十分周知徹底して、不利益の出ないような対応ということとは十分考えなければならぬことではないかと思っております。

お尋ねの第二点の旅費の扱いの問題でござい

まして、特に帰住旅費の扱いの点についてのお尋ねであるかと思いますが、国家公務員の旅費については国家公務員等の旅費に関する法律によりまして支給されるわけでございまして、外国人が正規の国立大学の教官等になれば、もちろん旅費の支給はこの法律の規定によるわけでございまして。

そこで、赴任旅費につきましては任地から居所までは居所から勤務地に旅行する場合には法律の規定によつて支給をされますので、外国人が外国から赴任する場合ももちろんその規定が適用されて、航空運賃、移転料、扶養親族移転料等が支払われるという仕組みになるわけでございまして。

一つは、外国への帰住旅費の点でございまして、現行の法律はわが国の人間が外国へ行きまして退職をした際に日本に帰ってくる場合の旅費を支給する旨の規定があるわけでございましてけれども、外国人がわが国において退職しまして外国に帰住する場合については規定がないわけでござい

ます。したがって、この場合には外国への帰住旅費は法律上は支給されないわけでございまして、同法第三条第五項には、「国費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する」という規定がございまして、現在いわゆる勤務の契約によつて雇用する外国人教師等に対してはこの規定を適用して、帰国にかかる旅費を予算措置して支給しているわけでございまして。本件についてはもちろん大蔵大臣と協議することが必要でござい

ますが、今後この法律が制定されまして正規の教授に任用された場合に、外国人が帰国に必要な旅費はもちろんこの規定によりまして支払われるようになろうかと思ひますが、そういうことについて十分遺漏のないように私どもとしても手当その他について十分な対応をする必要があろうかと、かように考えております。

○小野明君 後の点はそれでよろしいと思ひます。最初の共済の長期給付の場合ですが、私がお尋ねをしたのは退職一時金がありまして、二十年でございまして、そういう制度の説明を私は求

めたのではないんです。任期制が導入されることによつて長期給付等において法制度を改正をいたしませんと外国人教員が不利になる場合が出てくるのではないかと。だから、その点は法改正を考え

ておりますかと、考えなければならぬことではないのかということをお尋ねしておるんです。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど現行制度の対応を処理として申し上げたわけでございまして、御指摘の点は確かに現行制度がいわゆる任期制を前提とした規定でない点から、なお検討する点があるのではないかと御指摘でございまして。

私もはたいたるところ現行制度でその点に対応できるものと理解をしておるわけでござい

ますが、なお、それらの点について検討を要する点があれば十分研究をさせていただきますと、かように考えております。

○小野明君 検討する点があれはということではなくて、不利にならないようにひとつ研究、検討をしてもらいたい、こういうことですが、よろしいですか。

○政府委員(宮地貫一君) 御指摘の趣旨を体し

した場合でございまして現行制度をさらに充実するように努力してまいりたいと、かように考えております。

○小野明君 この特別措置法によりまして任用される大学の外国人教授、これはやはりその総定員法の中で縛られてくると思いますが、これを定員の特別枠を私は設けるべきではないかと思ひますが、この点の御所見を伺います。

○政府委員(宮地一君) 御案内のとおり、この法律では国立大学の一般職の公務員である教授等として外国人を任用する道を開くわけでございまして、したがって、たとえば具体的に申せば、ある国立大学の特定の講座にたとえば教授が欠員になった場合に、適任者を得るために広く外国人の中から適任者を探して、その外国人を、適任者があればその人を任用し得る道を開いたわけでございまして、したがって御指摘の点は、このために特別枠の定員を措置を講ずべきではないかという御指摘でございまして、本来の法律の趣旨からすればだいたいが申し上げたような形で、既存の国立大学のある講座に欠員が生じた場合の任用に当たりまして、適任者を広く国の内外から求めるという道が開かれるという形でございまして、したがってそういう意味から申せば、特別の定員措置は講ずることが必要でないではないかというぐあいに理解をしております。

○小野明君 提案者にお尋ねをいたしますが、これは大学の外国人教員に対する特別措置法ですが、この趣旨を高等学校以下といひますか、小中高、これらの教員にも押し及ぼすべきではないのか、日本在住の外国人も非常に多いことですから、この際に、やはり語学等の問題もこれあり、小中高の教員にも押し及ぼすべきではないのか、このように思ひますが、提案者はどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(狩野明男君) お答えいたします。高校以下にはどうかというお尋ねだと思ひますが、御承知のように高校以下は義務教育の延長線上にあり、そしてこれはわが国の次代を担う国民

の育成を基本目的とした国民的教育でありますので、本法案のこの国際的性格を有する学術の研究、教育を目的としている大学とおのずから異なるものでございまして、特別の立法を行う考えはないわけでございまして。

○小野明君 これはたしか衆議院で石橋さんも、進めるといふ立場で御答弁があつたように記録を讀んでおりますが、法務省入国管理局の外国人登録国籍別人員調査によりますと、韓国及び朝鮮国籍を有する者五万五千六百六十六名、中国国籍を有する者五万五千六百六十六名、これだけの多数の外国人が在住をしておられるわけですね。そういたしますと、当然これは小中高にも押し及ぼしてしかるべきではないか。文部省は、ことしの六月か、全国の教育長を集めて、そういうことをすべきでないというような通達をしたという話も報道されておりますが、現にそれをやっている大阪、東京、愛知、神奈川などがあるわけですね。それさえもやめると、こういうことはきわめて私はこれから国際化を目指す教育ということを考えますならば遺憾なことだと、こう思ひますが、文部省いかがですか。

○政府委員(鈴木勲君) ただいま提案されております法案の趣旨は、国際的性格を有する学術の研究、教育を目的とする大学に限りまして、特別立法をもつて、従来この国家公務員に外国人を任用することにつきまして、公権力の行使ないし公の意思形成にかかわることについては外国人を任用することができないという当然の法理から考えられていたものにつきまして、特別立法によつてこの部分についての任用できる道を開くというものでございまして、国立の小中高等学校につきましては、従来どおりの公務員に関する当然の法理に基づきまして正規の教諭として外国人を任用することができないものというところになるわけでございまして、この大学と小中高等学校とはいま申し上げましたように本質的にその目的が違ひますので、そういう意味で大学に開かれております道を小中学校まで及ぼすということは、ただいま提

案者も述べられましたように必要なのではないか。したがって、当然の法理に基づきまして、従来同様正規の教諭として任用することはできないというようなことになるわけでございまして、現在実績でそういう二十八名、三都府県でございすけれども、この点は、従来からその是正方につきましたは都道府県と相談をしているわけでございす。そういう対応方針でまいりたいというふうに考えております。

○小野明君 最後に文部大臣にお尋ねいたしますが、この法案は、当然の法理というようになことに足を縛られて肝心なところまでいっていないという感じが否めない。しかし、これは提案者の御努力もあつたと思ひますが、特に任期制を設けるといふ問題、あるいは学部長、学長への登用を禁止しているという問題でどうも画竜点睛を欠く感じがしてなりません。こういう点を早急に克服しなければならぬ、そういうしなければ開かれた教育、研究、国際化された大学ということにはならないのではないかと、こういうふうに私は思ひます。この点に關して大臣に最後に御見解を承りたいと思ひます。

○國務大臣(小川平二君) この法案が、いわゆる当然の法理なるものに妨げられて、はなはだ徹底を欠いておるといふ御批判でございす。さような御批判につきましては提案者の方から先ほど来る御説明を申し上げたところでございす。したがって、御指摘は、御趣旨は十分理解いたしておりますので、これは今後の研究課題として文部省といたしましても研究をしてまいりたいと思ひます。

○委員長(片山正英君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後一時四十分開会

○委員長(片山正英君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○杉山令肇君 質疑に入ります前に、教科書問題につきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。

昼休みにテレビを眺めておりました、文部大臣が「侵略」「進出」の訂正をいたさない、そのような結論的な報道をされているわけであります。私なりに大東亞戦争にも参戦をした一人でありまして、かつて日本軍が中国におきまして数々のよくない行為をしたということは当時十分国民が知つていたところでもあります。また、韓国の立場を考へてみますと、去年の日韓議員連盟の総会で韓国側の提言がございまして、あの戦争のさなかに、日本政府は白紙、赤紙という制度で徴兵、徴用をいたしました。赤紙というのは軍人に徴されるわけであります。白紙は技術、労務等に強制徴用をされるということであります。そういう立場から、朝鮮半島から四万三千人の若い人たちがサハリンの厳寒の地に日本政府の指示によつて重労働者として従事をした。ところが、戦後ソ連との国交が正常でないという理由によりまして、いまだにその問題が未解決であるという現況が発表になりました。しかも、この問題を考へてみますと、日本政府の大きな責任ではないかという強い指摘もございまして、そして、いまだに朝鮮半島が両国に分断をされまして、国内的な統一の悲願を持っている国民でもあります。中国、韓国両方から眺めてみまして、「進出」「侵略」という字句につきましては、いまだに私が申し上げるまでもなく、「進出」では納得でき得ないというところは十分理解をしてあげなければいけないのではないかと。

それとあわせて、実は文部大臣にお願いをいたしたいことは、国際的な立場もありまして、国内的な諸問題も抱えていらつしやうと思ひますけれども、どうかひとつ事務的な答弁にとどまらず、誠実、迅速に——この問題につきまして

は東南アジア諸国の国際間の親善にも大きなかわり合いもございます。また、日本の過去の歴史的事実経過も踏まえ、ひとつ幅の広い観点に立つて今後御努力をいたさうという御意思がないのか、一言お尋ねをいたしまして教科書の質問にいたしたいと思います。文部大臣の御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(小川平二君) 中国に対して日本がかつて行ったことの厳しい反省に立脚して、日中国の友好親善関係を促進していくべきことにつきましては、ことごとく教科書が書いておるところでございます。また、韓国につきましても、きわめて長い間の朝鮮統治のうちには、今日にあって謙虚に反省をしなければならぬ事実、あるいはそのことに對して責任を感じなければならぬ事実が多々ございます。文部省がいま御指摘の侵略という字句について改訂意見を出しましたのは、かような立場を放棄しようとしておるわけではないのでございまして、別に理由があつていたしたことでございまして、私といたしましては、先ごろ来繰り返して申し上げるように、当方の立場、当方の真意を誠意を持って説明することによつて問題を解決したい、問題は解決できる、このように信じて、及ばずながら努力をいたしておるのでございまして、したがって当面教科書の改訂を行おうという気持を持っておりませんのでございまして、これからのような姿勢で努力を続けてまいりたいと思っております。

○杉山令肇君 それでは質疑に入らさせていただきます。

今回のこの法案は、わが国の公立大学に外国人の教授等を迎え入れ、大学等の研究、教育の進展を図り、學術の国際交流を推進しようとするものであり、まことに當を得たものと考えております。その意味からこの法案の速やかな成立を希望するものでありますが、私も岐阜教育大学、また聖徳学園女子短期大学と二つの大学の理事長の立場にもありますが、いろいろと外国人の教員の任用もいたしたこともあります。また、国内の他の

私立大学では外国人が学長になっている例もあるようですが、現在の状況をお聞かせください。また学部長についてはどうでしょうか。また教授等になっている数はどのようになっているのか、その状況をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(宮地實一君) お尋ねは、現在私立大学の学長あるいは私立の短期大学の学長に外国人が何人くらゐいるかというお尋ねでございますが、五十七年四月一日現在で、私立大学の学長に就任しております外国人は二名、私立短期大学の学長に就任しております外国人は十一名でございます。

学部長については現在はいまだ現在と申しますのは四月一日時点でございますけれども、現在存在しております。ただことしの三月三十一日まででは学部長についても何名かおられたわけでございます。

また、私立大学において教授等になっております数でございますが、五十六年五月一日現在の数字でございますが、教授が三百六十三名、助教授二百名、講師四百五十九名という状況になっております。

以上でございます。

○杉山令肇君 この法案は公立の大学に外国人の教授等を迎え入れる道を開くものであります。きょう午前中の質疑の中でもございまして、うに、公立の大学においてもすでに外国人が教員になっておられると思ひますが、現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(宮地實一君) 現在は、国立大学におきましては、いわゆる個人の契約に基づきまして外国人教師、講師という制度がございます。その数についてのお尋ねでございますが、五十七年一月一日現在の調査で、わが国の国立大学には主として英語、ドイツ語、フランス語等の外国語科目の担当者としてお雇ひして外国人教師が二百九十三名、外国人講師が三百六十四名お雇ひしてございます。しかしながら、これらの外国人は一般職の正規の公務員としてではございません。

で、先ほども申し上げましたように、国家公務員法等二条第七項の規定に基づく個人的な勤務の契約によつて雇用されている者でございます。

○杉山令肇君 ただいまの御説明の中で、国立大学の外国人教師と講師という御説明がありましたが、その違い及び外国人教師、講師の国籍別や担当分野別の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(宮地實一君) お尋ねの点でございますが、外国人教師は勤務の形態がいわゆる常勤の形になっているわけでございます。したがつて、月額で本俸が支給されますほか、一般職の常勤職員に準じまして期末勤勉手当、退職手当、年金等が支給されることになっております。

一方、これに對しまして、外国人講師は勤務の形態が非常勤の形でございまして、具体的には担当授業について時間給が支給されるというようになつておるわけでございます。

お尋ねの第二点の国籍別及び担当分野別の任用状況についてのお尋ねでございますが、五十七年一月一日現在で、わが国の国立大学におります二百九十三名の外国人教師の内訳でございますが、国籍別で申しますとアメリカが七十五名、イギリスが四十九名、西ドイツが四十七名、フランス三十六名等という状況になっております。また、担当分野別でございますが、英米語が百三十三名、ドイツ語五十二名、フランス語三十五名、中国語十四名等ということになっておるわけでございまして、外国語科目を担当しているわけでございますが、中にはそれ以外に、たとえば芸術の分野でございますとか、そういう分野ももちろんあるわけでございます。

また、外国人講師でございますが、三百六十四名お雇ひするうちで、国籍別で申し上げますとアメリカが百二十五名、イギリス三十四名、西ドイツ四十一名、フランス二十六名等となっております。担当分野別の内訳では英米語が百七十一名、ドイツ語四十九名、フランス語二十九名、中国語二十一名等という状況になっております。

が、最初申し上げましたような外国人教師、講師として任用されております者の現状でございます。

○杉山令肇君 ただいまの御説明によりまして、現在国立大学に勤務している外国人教師、講師は個人的な契約に基づいて雇用されているとのことでありまして、それでは一般職の公務員である教授はいないということになるかと思ひます。これは、わが国では従来より公務員に關しては「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべき」といういわゆる公務員に關する当然の法理があるからでありまして、この法理により外国人を国立大学の大学に採用する門戸が閉ざされていた。それをこの立法によつて大学の教員採用の門戸を世界に開く、このように理解すべきかと考えますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(石橋一弥君) お答えいたします。先生御指摘のとおりです。

○杉山令肇君 以上の御説明で今回の立法の趣旨につきましても承知したのでありますが、私立大学で現に外国人が教授として就任しているのと比べてみると、政府としてはもっと早く対応すべきだったのではないのでしょうか。提案者及び政府より本法提案までの経緯を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(石橋一弥君) 午前中もこの間の経緯について御説明いたしましたわけでありまして、結局具体的に申し上げますと、当然の法理という考え方の中で、各省の中にも研究部門を持つところがあるわけでありまして、そこで、そのような各省との話が一切相済めば閣法として提案をするのが当然なことだろうと、こう考へておつたわけでありまして、なかなかその間の話し合いがつかないままここまで参つたわけでございます。そこで、われわれといたしまして、大学における研究、教育に關する国際化の必要性、あるいは教育、學術文化の国際交流を一層活発にするべきであるという観点に立ちまして、政治的な決断として、もう待てないという考へ方で今回提案を申し上げたわけ

です。

以上です。

○政府委員(宮地貢一君) 政府側の対応はどういうことであつたかというお尋ねでございますが、午前中もその間のことについてお尋ねがあつて御答弁申し上げたわけでございますが、若干今日までの検討の経過について御説明を申し上げます。

午前中にも御答弁申し上げたわけでございますが、大学教育の国際化という問題で外国人を国立大学の教員に選任するということについては、かねて中央教育審議会なり、そういう審議会での議論もいろいろございまして、それらを受けて政府としても検討を行つておつたわけでございます。そしてその後、国会でもその点を取り上げられまして、五十三年の一月には衆議院の本院議においての質疑があり、さらに引き続き、五十三年の三月には参議院の予算委員会におきまして自民党の森野先生から法的に可能かどうかという点についての御尋ねがございまして、午前中も御答弁申し上げましたような法制局長官から特別の立法を行つて法理に触れない職務内容を規定すれば可能であるという趣旨の答弁があつたわけでございます。

それを受けて、たとえば外国のノーベル賞級の学者を積極的に日本の大学の教授として招き、教育、研究の振興を図るということから、それらの点についてはあるいは議員立法で積極的に対応したらどうかというように、文教部会に森野先生から諮られたわけでございます。その後、文教部会でもいろいろと議論をしながら今日まで進んできたわけでございますが、私も政府側といたしまして、その森野先生のお話がありましたことを契機といたしまして、積極的な対応を政府内部でも種々検討してまいつたわけでございます。関係省庁といたしましては大蔵省、人事院、総理府人事局、あるいは自治省、法務省というところがございますが、中には特別の立法の必要性があるかどうか疑問があるというところもございました。

が、特に各省にも大きな反対というようなことはなかつたわけでございます。

そういうようなことがございまして、五十三年後半から具体的な法案の形で予備審査というふうな形で内閣の法制局ともいろいろ検討を進めてまいつたわけでございます。実際問題として、具体的には、会期の関係その他がございまして国会の提案ということには至らなかつたわけでございしますが、そういうことで、私もいたしまして、政府内部でそれらの点についてはいろいろ検討を続けてまいつてきたわけでございます。

簡単に政府内部で検討が行われました審議のポイントについて申し上げますと、一つは、いわゆる法理と立法との考え方をどうまとめるかということ。それから、午前中も御説明したわけでございますが、公務員制度全体の中でこの特別立法をどういう形で立法していくかという問題。そして、その立法の整合性の問題について、そしてこの特別立法することについての具体的なメリツトというものがどういふところにあるかという点でございます。午前中も説明したような形で、なおそこについては関係省庁間について国立大学以外の研究所まで含めての対応というように、なことはなかなか至らなかつたというのが今日のまでの審議の経過を踏まえた検討の経過でございます。

○杉山令肇君 法案の内容につきまして少しお伺いをいたしたいと思います。

第二条ですが、この規定の趣旨につきましてひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(石橋一弥君) お答えいたします。第二条の関係でございますが、第一項は、教授、助教授または講師に任用する、学部長、学長は含まれない、こういう解釈でございます。

第二項は、任用された教員につきまして、外国人であることと理由として教授会あるいは運営に関与する合議制の機関の構成員となつたり、その議決に加わることを妨げないという考え方で、

第三項は、教員の任期につきまして、大学の管理機関、いわゆる大学の自治であります。その定めるところによる、いわばお任せをする、こういう考え方です。

○杉山令肇君 第二条第一項では「外国人を教授、助教授又は講師に任用することができる」という規定になっておりますが、この規定から考えますと、学長、学部長等への任用は差し控えるという御趣旨に考えられます。これは、学長や学部長等の管理職になりますと、これらの職が公の機関である大学の管理運営の責任者であり、人事上、会計上も一般行政機関の管理職と同様の職務権限を有するものと考えられるところから、外国人をこれらの職につき得るとすることについては適当ではないのではないかと御判断によるものと考へられます。

また、今回の立法は、大学における教育、研究の進展や学術の国際交流の推進のために外国人を国立大学の教授等に任用する道を開こうとするものであり、学長等の管理職に任用することはこの趣旨からも特別の必要性がないと思われまゝす。提案者もそのようにお考えだと理解してよろしいでしょうか。

○衆議院議員(石橋一弥君) 杉山委員おっしゃるとおりでございます。

ただ、一言付言を申し上げますと、法理の問題、そして特別措置法の問題から申し上げまして委員御指摘のとおりであります。さらに、実態論といたしまして、頼む側の各大学、あるいは受けてまいりますところの外国人教員、いずれもが、研究者として頼み、そしてまた来る方々も研究者として実態は来るものである、こう理解しております。したがって、学部長、学長等の管理職として迎へ入れ、あるいは来るというふうなところが果たしていかかかなという考え方もあるわけでありまして、

以上です。

○杉山令肇君 次に、任期制について少しお尋ねをいたしたいと思います。第二条第三項について

ではどのような解釈になるのか、若干御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(狩野明男君) 現行の教育公務員特例法によりまして、学長等の管理職の任期については大学管理機関が定めると規定してありますけれども、本法案においては「大学の管理機関の定めるところによる」として、若干そのニュアンスの違いを表現しているわけであります。

この趣旨は、新しい制度により外国人を受け入れる場合において、国際交流推進等の観点から任期制を採用することを前提としつつも、任期をあくまでも大学の自治に任せているわけでございまして、大学が任期を定めない場合もあり得ると考へて、これが直ちに法律違反ということには必ずしもならないということを意味しているわけでございまして。

○杉山令肇君 このような任期制についての規定を設けたのはどのようなお考え方によるものでしょうか、大変恐縮でございますけれども。

○衆議院議員(狩野明男君) ただいまお答え申し上げたことに関連するわけでありますけれども、この第二条第三項の任期制の規定は、「第一項の規定により任用される教員の任期については、大学管理機関の定めるところによる。」として、大学の自治に任せているわけでありますけれども、このような規定を設けたのは、一つはローテーションシステムによつて大学がより積極的に外国人を任用することができると、そのような可能性があるということ。二番目には、共同研究チームの完成や専門分野の後継者等の育成の見通しなどを受けて入れ、大学側の事情から任期制を付した方が適切な場合が少なくないということ。それから、三番目に、外国人及びその外国人の所属する機関の事情などにより、任期制を定めた方が適切な場合があるというふうなところなどによつて、外国人について、わが国の国立大学への受け入れを円滑化するのを考慮したわけでございます。

○杉山令肇君 任期制の問題につきましては御説明を賜りましたが、老練心でありますけれども、

たとえば大学の施設、定員増、学部増等々のそのような問題の場合に、任期制の問題におきまして、外国人教官と日本の教官との身分保障の相違があるわけでありますが、そのような大学の施設、学部増、定員増等々の場合に教員の資格審査がございます。当然のことではありますが、研究業績あるいは経歴等のその先生のいろいろな資料を参考にされるわけでありますが、果たしてその場合に、外国人に対しての何か、極端に申しますと差がつけられるのかどうか、公平であるのかどうか。老練心の質問でありますがお尋ねをいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(狩野明男君) 特に差をつけて考えることはございせん。

○杉山令肇君 次に、第三条の規定の趣旨について御説明をお願いしたいと思ひます。

○衆議院議員(狩野明男君) 第三条の第一項の規定は、外国人を教授等にして任用し得る機関として、国立大学共同利用機関というのがございまして、これは国立学校設置法第三章の三に定められたものでございまして、たとえば高エネルギー物理学研究所とか、それから宇宙科学研究所とか、国立民族博物館等でございます。さらに、国立学校設置法第三章の四に規定されております大学入試センターにおいても、これは一般の国立大学と同様に外国人を任用し得るということでございます。

○杉山令肇君 法案の各条項の規定の意味につきまして、御説明を伺い、理解をいたしました。ところで、この法律が成立いたしますと、実際にはどのように活用されることになるのでしょうか。

○政府委員(宮地實一君) 従来から国立公立大学においては、外国語を中心に外国人教師、講師の制度、これは先ほどお尋ねがあつて、現行制度について御説明をしたわけでございますけれども、そういう仕組みによりまして、すぐれた外国人の受け入れということについては従来とも私も努めてきておるわけでございます。しかしながら、御

指摘のように、正規の公務員としての任用の道は教授等については従来、法理からしてできないというところになつておつたわけでございます。単に外国語の分野ということではなくて、大学の学問全体について適任者を広く求めるという観点からいたしますれば、この法律が成立することによりまして、学問分野全体の発展のために広く目を世界にまで広げまして、それぞれの大学の講座の主任の教授として、そういう方々が任用されるようになることを私どもとしても期待をしておるわけでございます。具体的に本法が制定されますれば、その具体的な運用については、もちろん大学が自主的に判断していくことになるわけでございますけれども、すでに幾つかの国立大学等から、あるいは共同利用機関におきましても、こういういろいろな分野において外国人を任用したいという希望があるやに私も聞いておるわけでございます。この制度が幸ひ成立いたしますれば、そういう形で広く人材が求められて、わが国の大学教育、学問研究の発展のために大いに寄与することになるのではないかといたうあいに理解をいたしておるところでございます。

○杉山令肇君 それでは最後に、この法案についての文部省の考え方を伺いたいと思ひます。御承知のように、欧米諸国の諸外国も、ほとんどが、すでに外国人教員の任用を開放している現状であります。どちらかといいますと、わが国がいままで国立公立大学に外国人専任教員に對して閉鎖性のような立場で、とかくの論議があつたと思つております。しかし、今回のこの措置によりまして大きな光が出てきたんだと思つております。特に留学生の問題をとらえてみても、そういう人たちが将来への大きな光を見出すのであります。また、わが国にとりましても教育、学術、文化等に外国のすぐれた頭脳を吸収するということ、大学教育の振興につながる重要な意義を持つものと思ひます。このことにつきまして、本法の運用について文部大臣からの御決意を承りたいと思ひます。

○国務大臣(小川平二君) 文部省をいたしまして、かねてから開かれた大学をつくりまするために、国立公立大学に外国人の教授を任用するための方途を模索し続けておつたわけでございます。したがって、この法案を歓迎いたします。成立の晩は法律の趣旨を大学関係者等に十分徹底させまして実効を期してまいりたいと思ひております。

○委員長(片山正英君) ちよつと速記をとめていただきます。

○委員長(片山正英君) 速記を開始してください。

○委員(片山正英君) 速記を開始してください。

○衆議院議員(片山正英君) 最初に教科書問題、いろいろ論議が出ていますから、私の考えというのか、ひとつ論点を交通整理するやうな意味で申述べますので、それに対して適當な御感想なり何なりお答えを願いたい、こう思ふのです。

○政府委員(鈴木勲君) 歴史教育における歴史の意義がまずあると思ひますけれども……

○衆議院議員(鈴木勲君) 目的ですね。結局歴史というものをどうとらえるかというところは別にいたしまして、歴史における文化、人間の生活、そういうやうな過程を広い視野に立つて考察させまして、歴史に関する思考力と申しますか、判断力と申しますか、そういうものを養わせるのが歴史教育の目的だと考えております。

○衆議院議員(鈴木勲君) それは決して間違つていないと私は言いませんけれども、歴史教育をしていくというところの、一つの大きな意味は、私は歴史に何を学ぶか、そして後代にどういう文化なり、われわれの国家なり、民族なりの遺産を継承していくかという、言うならば歴史に何を学ぶかということが一

番大きいと思ふんですよ。これを子供にどう教えるか、そういう意味において、教育は百年の計と昔から言われますけれども、文部省の大きな意義があるんで、過去のことを調べることの意味の一つはまさにそこなんだということに僕ははつきりせにやいかぬと思ふんですよ。そういうことじゃないですか。

○政府委員(鈴木勲君) 教育というものが、一つは文化遺産をいかにして後代に伝えるかということが目的でございますから、その中で歴史というものを学習するという意義は、先人の形成した文化遺産というものを正しく学んで自分の生活に生かし、かつそれを後代に伝えていく、そういう意義が歴史教育にはあるというふうに思ひます。

○衆議院議員(鈴木勲君) まあわれわれの、何といひますか、生涯は、何ぼ長生きしたつて百年生きる者はまれなんですから、やはり延々として続く歴史の中で、そこに深い洞察力をもつて過去の長い長い歴史を学び、そしてそれをわれわれ自身が消化をして、そしてこれからも長く長く続くであろうわれわれの後代に間違ひないやうに伝えていくということが、私は大きな歴史の意義だと思ふんですよ。

そこで、それなら歴史とは何だと言ふたら、やつぱり歴史は、マルキシズムなんかは絶対的、唯物史観はやや特異だけれども、普通の歴史というのはやはり社会科学ですから、社会科学である限りこれは歴史の見方みたいなものがいろいろ出てくるということがあるわけですね。つまり歴史の評価、事実の羅列じゃなくて、その事実に対してどう評価していくかという問題になつてくると、人により、国によつて違つてくる。これはもう認めなきゃならぬ社会科学の本来的、宿命的性格だと思ふんですよ。釈迦に説法で申しわけないんだけれども、問題の根本を整理するということ意味で私は申し上げるんだけれども、そもそも歴史とはそういうものなんだというふうに思ふんですよ。しかし、中にはイデオロギーでもつて歴史観を編み出せば、それはそれなりの考え方が出てくる。イデ

オロギーを絡ませないで、しかしそうかといつて、絡ませなくてもそこに全然評価はないかといつたら、私は評価というものがあろうと思うんです。たとえば何人死んだという物理的な現象みたいな事実は、それはそれで歴史的事実として事実だけれども、その事実がいろいろどういう目的で、あるいはどういう影響波及があつて効果があつたということになれば、やっぱりどうしてこれは自然科学じゃなくて社会科学だということの意味合いがそこで私ははつきりしてくると思うんです。

そこで、私どもは今度この教科書問題で問題が起つたという点に關連して、歴史とは何か、歴史から何を学ぶかということ、いま一つは、もつと基本的な問題では検定制とやらは行政技術だと思ふ。行政技術であつて、まさに行政技術なるがゆえに、原則は専門的でもあるし、またニュートンなものであるというふうな考へていいと思うんですが、その検定技術もやっぱり政治のものとあるわけですね。政治を離れておるわけではない。日本政治のもとにおける検定制である。政治とは無関係だということではあり得ない。むしろ政治に奉仕するとか、政治の支配下にあると言つても私はいいと思うんです。この点どうですか、考え方だ。

○政府委員(鈴木勲君) 検定行政も教育行政の一環でございまして、行政そのものはやはり立法院の定立した法律ないし立法院の意思の形成としての予算とか、そういうものに従つて現在の法治主義においては執行されるというたてまえになつておりますから。ただ、いま御指摘になりました検定行政がどういふシステムになつてゐるかということから申しますと、先生御指摘のようにきわめて専門的、技術的かつ中立的な要素を持つておるということはお指摘のとおりだと思ひます。

○桑野重君 ちよつと答えにならぬような話になるけれども、そうであることは当然なだけけれども、それであつても、いかにニュートラルであり、

技術的であつたとしても、それは政治のもとにあるんだということだけは間違ひない。そのところは、今度の問題で検定内容を変えようとか変えなうとかいふことを私は言うのじゃなくて、論理の整理として言うならばそういうものだと思ふんです。政治というものはすこいものなんだ。ハイジャックがあつたときには憲法、法律も無視して、やっぱり超法規という名においてやるくらのそういう力を持つてゐるんです。政治とは力なりということば、やっぱりその辺に私はあると思ふんです。

そこで、検定は行政技術だと、したがつてニュートラルで専門的だと言ふけれども、何せこれは社会科学を扱うという、歴史を扱うという立場であるから、私は検定の個々の問題はこゝで言ひませんけれども、相当、社会科学の領域においてはイデオロギーによつてやつちやいかぬ。しかし同時に柔軟な対応というところが非常に社会科学の領域では大事だと思ふんです。あらゆる意見はやっぱり耳に入れてやらなくちゃいけない。森羅万象ごとく参考にするというふうな、そういう姿勢が社会科学の態度だと思ふんです。これは学問的な態度だと思ふんです。これは異議ないでしょう、そういう一般論は。

○政府委員(鈴木勲君) 一般論としては御指摘のとおりで、特に科学という以上は、できるだけ客観的な事実、あるいは事実、検証された史料とか、そういうものに基いてできるだけ客観的な記述をしていくということが、歴史の教科書あるいは歴史の学習においては望ましいということはお指摘のとおりだと思ひます。

○桑野重君 どんなに事実を集めて、どんなに専門的に努力をしても、また別の、専門的に営々と非常に勉強した人が別の歴史をつくる、百人の歴史家が百の歴史書をつくるというのが社会科学の宿命なんです。それをこゝがいかにか悪いとかと言ふ立場というものは、これが検定の立場なんだが、いかにむずかしいかというのを私はひとつ言いたいこと、しかし、いかにむずかしいか

というと同時に、絶対いとおのこゝろ動かないものではないんだと、やっぱり柔軟な対応も必要なんだということを私は言ひたいんです。仕組みそのものが、仕組みそのものというか、仕組みの性格が、行政技術というものがそんな不動な不変なものじゃないんですよ。動かせと言つてゐるのじゃないんですよ。動かせと言つてゐるのじゃないんですよ。どうも大抵頭がたいんだよな。私も役人やつておつたけれども、そういうところが役人というものはあるんだから、みずからの反省を含めて申し上げるんだけれども、そういうものだとおつたことを私は申し上げておけいいます。

そこで、教科書問題で一つの問題は、アジアにおける日本の、特に最近における事態、最近の戦争というものをから言つと、通俗的に言つと、「侵略」か「侵襲」かなんていろいろ議論があるんだけれども、それはさておいて、通俗的に言つと、ぶん殴つた方が日本で、ぶん殴られた方が韓国や中国なんです。ところが、人間というものには——国家も人間の集まりだけれども、ぶん殴つた方は意外と忘れるけれども、ぶん殴られた方は忘れないんですよ。そういうものなんです。物事というものは、そこにやっぱり心を砕かなくちゃならぬという問題があると私は思ふ。具体的なことは私言いませんよ、物の考え方の問題だから。これは非常に大事なことである。

たとえば安重根の問題言ひましようか。安重根の問題なんかでも、この間何かごちやごちや言つた人があつたけれども、私は昨年の六月かな、韓国というところへ開闢以来初めて行つた。行きましてね大臣、私は最初に安重根の墓はないかと聞いてみる調べ、安重根は記念館があるというから記念館へ行つたんです。なぜ私が行つたかという、私は、自分の考えなんだけれども、安重根と命を捨てたんだ、韓国にとっては最高の烈士なんです。英雄なんです。韓国にとっては。私が

歴史は社会科学だと言つたのは、国によつて政治があり、歴史家によつて歴史家の歴史書がある。それと同じようになかなか相対的なものなんです。ね、相対的なもの。だから韓国にとつて英雄だということは私は当然だと思ふんです。日本の伊藤博文は日本では非常にすぐれた総理大臣であつたし、日本の近代化にはなくてはならぬ人であつたけれども、伊藤博文は偉いんだ、しかし同時に、それを殺した安重根もみごとなる人物だ、こゝろ評価しなうとね。これは矛盾でも何でもない。これが社会科学のやつぱり学び方というのか、受けとめ方だと私は思ふ。そういう意味で、彼が幼少のころから儒学を学び、キリスト教徒であつたけれども、とにかく三十二歳で命を捨てたんだが、ハルビンでの伊藤博文を三発の拳銃で殺して従容として縛について、あの死ぬまでの間、日本の裁判長が彼の姿勢なり人となりを激賞し、刑務所の看守が激賞し、それから伊藤博文のそばにおつて同時に撃たれた満鉄の理事をやつておつた田中さんという人が語つてゐることに、やっぱり態度だつた、実にやっぱり態度だつたと言つてゐるんですよ。それで死刑の判決を受けたときには——こんなことはこゝで言つていいのかどうか私はわかりません。私はこの問題が意外と日本の一つの反省の問題として考えなくちゃいかぬと思ふからあえて言ひますけれども、母親は家門の譽れを汚すなと言つて、一審判決で死刑の判決がおりたときに家族の者を旅順に派遣して、そして控訴なんかしちゃいけない、かねがね死ぬことが自分の心得だつたんだと言ふんだから控訴なんかしないですでに死刑に服せ、この際、母より先に死ぬことは不孝ではないとして、安重根はそれは当然だということ、言へば話は長くなりますけれども、これは青森大学の市川教授が、日韓問題についてかなり専門的な人が書いておられます。日本の歴史の中で、日本側の歴史は非常に詳しく書かれて、被害者の方の歴史は書かない、これはどこの国でもそうなんです。そんなものなんです。だけれども、こういう世の中になつてアジ

アというものを見たときに、そしてアジアの日本を考えたときに、やはりわれわれの歴史観なりなんなりというものの浅さを考えなさいかぬという意味で私は申し上げている。だから、伊藤博文が偉いということ、それを殺した安重根がすばらしい男だということとは矛盾しないんだ、そこまで踏み込まないと国と国との友好というものが魂に触れない、心に触れない。経済援助をする、行き来をする、それは結構ですよ。しかし、それだけでは私は友好というものにはならないだろう、こう思うのでございます。

そういう意味において、三・一運動の問題なんかでも、朝鮮総督府の発表では千九百何名の死傷者が出た。その後の歴史家はほとんど七千ぐらいの死者になってますね。当時は総督府が軍人でございまして、特に武断派と言われた長谷川総督なんかだから、結構荒っぽいことをやったんだろうと思うんだけど、私は、自分の体験からいっても、とにかく取り締まり——弾圧弾圧というけれども、まあ弾圧でいいでしょう、あのぐらいいやれば。要するに、あれだけの死者というものはもう大変なことなんですよ。だから、長い歴史をほじくっていったんでは国家と国家の大人のつき合いはできませんから、お互いにほじくり合いたいなことはやめにやいけませんけれども、われわれの反省として、ほとんどが韓国においては加害者の立場であつて、その中には大変なむちやなことあつたということだけは間違いない。これは古い歴史をたずねれば切りがないわけですよ。

そういうことで、やはり日韓の問題なんかというものは、日本の歴史、つまり戦争までの歴史では、伊藤博文は韓国青年のテロに倒れた殺人犯、安重根という考え方だった。しかし、それだけでは時間も場所も近くであるだけに、耐えられるものではない。そこまでやっぱり心を通わせるということが私は大事だと思うんですよ。

これはアメリカですけれども、たとえば鈴木総理大臣がアメリカへ行くときには、アーリントン

の墓地に献花をします。花を掲げます。あの墓地には日本と戦った兵隊もいるわけですよ、日本人を殺した。それでもあそこへ花を掲げるということとは、それぞれの国家や民族がその国のために戦った者には敬意を表するということが相手国を尊敬することになる。これが国際間の一つの礼儀といつてもいいものだと思うんですね。そういう考え方ではやっぱり特にアジアについては持たなきゃならぬ。アジアの場合には、私は、どつちかというたら、日本は欧米に学んで急速な近代化を、ピッチを上げて近代化を図った。最後は戦争に突入して残念でございましたけれども、そういうような歴史の中で、列強と伍するためにやや近頃のアジアを足場にしたいという気配がないではない、私はそういう歴史観も持つわけですよ。だから、どうかひとつ文部大臣、やっぱりわれわれはアジア人なんだ、この足場はやっぱり忘れられない。それで、韓国、中国——中国もまあ昔の共産党と違ふようだから、これはやっぱり大変考えなきゃならぬことだと思うんですね。そのことを私は申し上げたいためにきょうちよつとこの席をおかりしたんですけれども、後でまた感想をお聞かせ願えればいいと思います。

ついでに、いま一つだけ。この、歴史から学ぶということとは、一つは、中国なんかで、侵略だとか——「しんりやく」の「しん」が進むか侵すかみたいなことで争いになってますけれども、これはやっぱり「侵す」の方ですね、どう考えたつて。こんなことはあたりまえの常識ですよ。中国を侵したようなことは、日本は再びそういうことはしない、この誓いを立てることは、同時に、よその国が日本に侵略の「侵」で、進出の「進」じゃなくて入ってきた場合にはこれを許さないという、そういう教訓が出てくるんだと思うんですよ。だから安全保障は大事なんだ、日本の安全保障は大事だということのやっぱり結論が、そこに私は教訓として学び得ると思うんですね。まあ、自衛隊なんか要らないという説もあるけれども、安全保障というものにはやはり自衛隊を含ん

で、日本を守るということはそんなまやさしいことではない。日本も結構、善人かと思つたら、まあそうでもないことをやらした。憲法では平和愛好国なんて——よその国はみんな平和愛好国と書いてあるけれども、平和愛好国が結構戦争をやつてゐる。この間もやつた。国連加盟国は全部平和愛好国になってゐるけれども、やつたわけでしょう、どつちの国がいいか悪いかしらぬが。いづれにしても、ジャングルのおきてが支配するような部面もあるんだということを考えると、私は、この大東亜戦争のわれわれの行き過ぎた行動に対して学ぶべきは、よその国を侵しちゃいけないということと同時に、今後われわれは侵されてはならぬ、侵されたことにはそれに当然反発するんだ——反発というのか、防衛をするんだ、専守防衛をするんだ、よそを侵すんじゃないんだ、この教訓こそ後代に伝えなければ、私は、文部省の立場としても、そういうことが実は歴史教育をやる大きな意味があるんじゃないのかというふうに思うからちよつと感想だけ述べていたきたい。

○国務大臣(小川平二) いろいろ御高教をいただきましたまして、大変蒙を開いていただいたこと、御礼申し上げます。仰せはことごとく御同感でございます。同じ客観的な事実をいいたしても、人により、あるいは国によつて評価を異にする、これが歴史というものでございましょうから、森羅万象のことごとく参考にするような柔軟な態度で歴史を見ると仰せでございます。これも御同感でございます。反省すべきは十分に反省をいたしまして将来に生かしていく、こういう態度で臨んでまいりたいと思ひます。

○桑野重君 どうもありがとうございます。あと少し外国人を大学に入れる問題についてちょっと。

大学の国際化ということが言われて、皆さんも政府委員もそうしきりにおっしゃるんだけれども、日本の大学の国際化も、実は客員教授もずい

ぶんおるし、日本の大学の先生はすいぶん海外に勉強してゐるんですよ。だから、国際化ということだけという観念でとらえると日本は結構国際化してゐるんだ。アメリカの大学でも出なければ一人前の大学の先生にもなれないというふうな雰囲気さえあるくらいで、国際化は結構してゐるんですよ。この立法を国際化のためぐらひのこととて片づけられたんでは私は中核を握つていないと思う。本当の核は何だろうかということを考えますと、国立大学、国立大学です、よくないのは一部。どういふところがよくないかという、要するに停滞してゐるんですよ、停滞を。まあこれは東京大学は、百年たつたからしようがないかもしれないが、私は学生紛争というものを体験したときに思つたことは、学園の中が、研究者の中が意外と定年までのんびりとやつていこうというふうになつてきてゐるんですよ。最近か、まあいまちよつと前からわからぬが、そういうふうになつてきてゐるということに立ちを感じてゐる部分がある。学生運動のときには、おれたちだけが悪いんじゃない、大学も悪いんだという学生がおつたのは事実だし、私はそれは本当だろうと思ふんです。あれを学生だけが悪いと言つていたんじや本当の大学改革にならない。これ文部省に資料があるかもしれないが、定年まで一回も論文を書かない、本も書かないという先生がゐるんだ。そういう統計があるでしょう。どうかね、大学局長、あるでしょう。

○政府委員(宮地貢一) 昭和五十五年でございますが、わが国における学術研究活動の状況というところで学術研究活動に関する調査をいたしたものがございまして。その中で触れられてゐる点で申し上げますと、発表論文の状況ということで、たとえば五年間に一度も論文を発表していない研究者が全体の四分の一に近い数がある。これを設置者別に見ますと、国立で一五・二％、公立で二二・六％、私立で三四・八％というふうな数字になつてゐるというふうな、いわばこれは発表論文の形で学術研究活動についての調査でございます。

れども、そういう資料が五十五年三月でござい
ますが、まとめられたものでございます。

○桑野章君 広島大学の新堀教授という人が「日
本の学界」という本を書いていらっしゃるんですけれども、きのうちよつと見たから申し上げるんだけれども、広島大学は御承知のとおり昔の文理科大学で、教育というものを非常にやっていたところだから、これも、しかも統計的なことだから私は大体間違いないだろうと思うんだけれども、この新堀教授の研究発表によりますという、教育学関係の教師ですね、これは国公立を含めるんだけれども、これは過去十年間論文の発表なしというのは五割あると。本を書いてないのは八割。学会に所属していない者が三分の一と、そういうような現状ですね。これは私立も全部含んでいるから、私は国公立大学だけを言うわけじゃないけれども、私の知っている国立大学の先生方でもしきりにそのことを言う人があるわけです。つまり定年まであぐらかいちゃうといううのが一部あることは事実なんです。そういうことに目を覚ますさせるには名だたる外国人教授を引っ張り込んで、そして学問の国際競争にまで持つていくというにすることが実はこの立法の大きなかなめでなければいけません。いま日本で経済摩擦その他でもって日本の科学技術の問題について問われていますけれども、創造的な部分が弱いというのはこれは定評があるわけですよ。創造的な部分、これは基礎科学といいますが、基礎科学でなくともあるんだらうと思うけれども、創造的な部分というのは学問研究の一番真髄のところなんです。真髄のところなんだよね。これが弱いというのは定評でしょう。それには外国人教授を大学に正式に入れたからすぐできるものじゃない。どういふ人を入れるかということでは、よほどこれは各大学が考えなければいかぬ問題だと思いますが、私の接した国公立大学の学長さんなんかはかなり気がついておいて、もしこの法案が通つたら外国からあれを探ろうなどといってすでにねらっている大学がかなりあるんですけれども、ぜひひとつこの法

案ができたときに、文部省は、議員立法だし、いろいろごてごてしてやるところでできたんだ、できたからいいわいじゃなくて、この法案ができてこれを通つたときに、沈滞した学問研究の世界の活力を呼び起こすために優秀なる教授を呼ぶような、そういう呼ばなきゃならぬような通達でも通達一本書くにしてもそういう哲学が欲しいんだよね。よんどころなくできた議員立法だと、そんなことじゃとてもじゃないけれども理想は出てこないわけだ。ぜひひとつ大臣お願いしなすわ。これは本当に私は学問競争を横目から見ただけの問題ですけれども、意外と大学がもう古くなった。古くなつたらおのずからそういうことになつちゃう。定年まではこれはやめることはないよ。定年までやめることはないというのは悪いことじゃないんだけれども、勉強しないでやめないうのの一番困つちゃう。しかもこの制度を満足させても定員というものがふえないわけだ。いま定員をふやすというわけにいかないものだから、本当はどうしようもないのがやめたらそこへすぐい外国人教授を持つてくればいけれども、それがなかなかできない。しかし、大体横文字を縦に直しているような教授もいるらしい、正直言つて。そうすると、横文字書いた方が今度は来るからおしりに火がついたようになって、これはじつとしておれぬというふうに持つていかなければいかぬ。これがこの立法の私は本当のねらいだと思ふんです。そして学問研究がふるわなければ最後は民族はやつぱり衰弱するんですよ。これはもう歴史の示すところだから、これは非常に私はそういう意味において国際化国際化という世の中のはやり言葉、流行歌みたいになつたけれども、一番の国際化の真髄はその質の問題だと思ふ。質の問題なんです。そして東京大学なんてそもそも名門なんだから、文字どおり名門にするようなさういうやつぱり施策をこれによつてスタートさせてほしい。私はこの議論、この問題を提起して、大体この問題を私が国会で数年前にやつた動機

は、東大の西義之教授がドイツから帰つてきての経験からか、私はこの話を伺つて、そこから始まつたわけですよ。そして京都なら田中美知太郎教授とか、会田雄次教授とか、そうそうたる連中、東大でも佐藤誠三郎教授にしても、その他京極教授にしても、優秀な先生は、ぜひやれと言つて。しかしほけた先生は言わない。ほけた先生は自分がちよつと何というかかつかう悪くなるわけですよ。そういう実情があります。だから、文部省がやる気になつてやらないと実りのある法律にならぬというふうに思いますので、この点はひとつ、まあ議員立法ででき上がったんだ、まあしょうがないからやるみたいなことにならないようにぜひひとつこれ希望を申し上げ、これは日本の国益というか、経済摩擦なんかでもその根底にはやはり物まねでやっているとことだけで日本は得しているみたいな感覚でよそから見てるところがある。日本が創造的な学問研究が先行して、それによつて高度成長を達成しているというふうには見ていないんです。そういうふうに見てもうよううにならなければしつぽを脱ぐんです。人間というものは本当に負けたときはしつぽを脱ぐんです。しつぽを脱がない、そこに問題があるわけなんです。私はそういうようなやつぱり高い理念に燃えてこの法律が生きていくならばそれはいいけれども、そうじゃなくて、ただ外国人を入ればそれでいいということになつたら、そんなことになつちゃうんですよ。この点は私は強くひとつ要望をして、あとでひとつ大臣からも御決意を承りたいと思ひますが、さらに時間もありませんから、いま一つだけ。

大学の国際化の問題に——国際化というか、この立法に関連しまして、実は大学以外の下の方の問題、下の方の若者の問題、高校程度の問題で、御承知のように、いま文部省では英国から四十人の英語の先生を英語を教えるために呼んでいますが、予算をとつて、英国から四十人、それは悪くないんですけれども、英国からたつた四十人じゃうまくないんで、これは高校ですがね。しかも英国だけにとらわれる必要は私はないと思う。キングズイングリッシュでもって英国が英語の本来のようになつてもいいけれども、日本ではアメリカ英語の方が実用が多い。社会人を養成するにはアメリカ英語の方がいいんですよ。本格的な英語を勉強したけりや、そこから先やればいんだ。とばかりはそういうことだから、予算が厳しい折ですけれども、アメリカあたりは失業者がいて困っているようだから、日本が飯が食えないときは助けてくれたこともあるので、どうかひとつアメリカからでもきたら千人ぐらい高校の先生を採つてやる。一人五百万として勘定するとたつた五十億ですよ。これで一遍に摩擦も直りますよ。経済摩擦なんというのは、あれ実は一面においては文化摩擦なんです。私はそう見ているんだ、経済だけじゃないんだ。そういうことを考えると、やつぱり高校の先生なんかで英語の先生——英語を覚えることはいいことではあるから、ホームステイなんかでもって民間に泊まらせてやるなんていう人はいっぱいいますから、できれば千人でも五千人でも構わないんだ、本当は。アメリカからがばつと英語の先生呼んで、一年間日本語を勉強して二年教えて帰ると、こうやると異文化を理解し、摩擦が直つちゃうでしょう。意外と経済摩擦は文部省の所管かもしれない感じがせぬでもない。

以上で終わりますから、最後に所感を伺つて、大臣、どうもありがとうございます。

○国務大臣(小川平二君) 私はたまたまノール賞の福井謙一教授と江崎玲於奈博士の対談をなさつた本をちよつだいいたしまして、これを拝読しますと、日本の国には技術を育てる力はあるけれども創造的な技術を生み出す力はないんだ、そういう認識でトップレベルのお二人の意見が完全に合致をしている。これを読みまして大変心細い思いをしたわけです。先ほど来、この法律が成立した際には、この法律をてこして沈滞した学界の現状に刺激を与え活性化していけというお言葉、まことに御同感でございますので、そのような効

果が上がるように法律を運用してまいりたいと思
います。

また、貿易摩擦を解消するのは文部省の仕事で
あるという、きわめてユニークな御意見もあつた
わけでございまして、先ほど来のお言葉、拳拳服
膺して、この法律に実効あらしめてまいりたい、
こう考えております。ありがとうございます。

○桑野重吉 時間ありますけれども、この辺で終
わらしてまいります。

○委員長(片山正英君) この際、委員の異動につ
いて御報告いたします。

本日、粕谷照美君が委員を辞任され、その補欠
として鈴木和美君が選任されました。

○高木健太郎君 初めに、それでは教科書問題の
ことについて一つお伺いをしておきます。

最近の新聞では大変何か憂慮すべきような段階
にきておりますし、韓国ではかなりエスカレート
しているような感じを受けるわけでございまし
て、しかもここまですと、初めに一般の人が
考えておつたような「侵出」を「侵略」に変える
ぐらいいいじゃないか、変えたらどうだというよ
うな意見も大分多かつたわけです。そういうこと
をするということも非常にできにくいような状態
になったように思います。また、「侵出」と「侵略」
ということについては、一般の人の中にも議論が
分かれておりますし、政府部内でも意見が分かれ
ているように思います。文部省はもちろん教科書
の編さんにつきまして公正な立場からやつておら
れると思ひますし、この本の著者あるいは執筆者
というものは、自分の信ずるところに従つてその真
実をお書きになったに違ひない。これは社会科学
だからいま桑野委員のおっしゃつたようにいろ
ろの見方があるんだらうと思ひます。資料を集め
れば集めるほどたくさんございまして、自然
科学とは違つてまことに真偽というものがむづか
しいところもあると思ひますけれども、大ぜい
の執筆者が、あるいは調査官あるいは検定の委員

等がお集まりになつて、大体これでよいといふこ
とでお書きになつたので、まずまずつばななも
をお書きになつたんだというふうには思ひますわ
けです。

しかし、不幸なことには隣国である中国や韓国
からいろいろな批判が出てゐるわけでございま
す。ここでそれではそれとに書き直すとこれ
でおさまるのかという、韓国、中国ではおさ
まるかもしれないけれども、またほかの国からい
るいろいろのことを注文があるのじゃないかと思
ひます。そうすると、またその国の言うことを聞
くのかということになりますと、まあこれは教育
の自主性、自由性というものもなくなりますし、
また国家としての自主性もなくなる。しかも、こ
れが字句の訂正ということではなくて、実際はそ
の下に流れる一つの精神というふうなものがある
んでございまして、単なる正誤の訂正とい
うようなことではこれはできないことではないか
と私は思ひます。

そういう意味でいろいろ御苦心になつてゐる
と思ひます。具体的に私もいろいろ考えてみまし
た。小手先じゃなかなかこれはいきにくいんじや
ないかなと、こういうふうに思ひます。それ
でも私なりにいろいろ考えてみましたが、きよう
はこれの問題ではございませぬのでその詳細は申
し上げませぬけれども、一つだけ意見として申し
上げて、文部大臣がお考えになるときの参考にし
ていただきたいと思います。

いま批判がありますが、その他の国ではどのよ
うに考えているかということはお当りになつた
ことがあつかうかどうか。また、国際紛争の場合に
は国連というものが介入してゐると調停をす
るわけでございしますが、この歴史という問題につ
きまして、第一次大戦後はフランスで、また第
二次大戦後はフランスやその他ユネスコの属する
会議等こういうものをいろいろ考えてゐるよう
でございまして、こういう国際機関の意見とい
うものは聞く価値がないものかどうか、こういうこ
とも一度お考えいただければ参考になるんじやな

いかなというふうな思つたわけでは
ないと思ひますが、大臣いかがお考えでございま
すか。

○国務大臣(小川平二君) わが国における教科書
の検定は、教育的な配慮に基づきましてその記述
が客観的であり、同時にかつ公正であることを旨
として行つてゐるところでございまして、外国から
の批判に対しては謙虚に耳を傾けまして、必
要に応じて説明を行うなど誠意をもつて対処して
まいりたいと、こう考えておる次第でございま
す。

○高木健太郎君 それでは、本題の外国人の任用
の法律案について私の御意見を申し上げます。

これは午前中から午後にかけて皆さんの
お話しをいたしましたように、日本の大学を広く世界に
開くという意味では非常に私はいのことだと、遅
きに失したのではないかと気がするわけ
です。

元来、大学における研究や教育というものは国
際性を持つものでございまして、それは国籍や民
族や人種のいかに問はず、広くすぐれた研究者
を教員として迎へるということは非常に有意義な
ことであるし、また学問というものにとりまして
は非常に自然なことだと思ひます。そういう意味
では、なぜいまだでそういうことができなかった
かということが不思議でございまして、私が大学
に在学中も、日本にりっぱな人がなくて外国にり
っぱな人がいるときには、それをも候補の中に入
れてはどうだという話も何回も出たわけではござ
いしますが、それは果たし得なかつたわけではござ
いまい。

先ほど桑野議員がおっしゃいました、ほけてく
るとみなながほけてしまふというのは私もそうだ
と思ひます。昔聞いた話では、三人のでき
る教授がおつたんですが、お互いに友達だから、
ほけたらほけたと二人が言へば、そのほけた教授
はやめることにしようという約束をしたと。一人がだ

んだんほけてきたので、おまえ少しほけたからや
めたらどうだと言つたら、おまえたち二人の方が
よっぽどほけてゐると、こういう話を聞いて――と
いうようなことで、これが教授会というものに一
切の人事が現在任されてゐるようになっており
ますが、その中の一人、二人がほけますとちやう
どいまのような状態で、全体がほけなければどう
にもならないような大学になつてしまふというこ
とで、学生から言葉も出ておりましたし、大学は
新しい血を入れなければいけないというふうなこ
とでございまして、なかなかそれが入らない
で、御存じのように文部省が悪いというよりも大
学自体が非常に閉鎖的であると私は思ひます。

こういう意味では、文部省が力を入れてもこ
れは私は無理じゃないかと、大学自身が目覚めな
ければいけないと、その大学の目覚めが働くよう
に大学に非常に大きな自治が与えられてゐるの
に、それが作動してゐないといふところに問題が
あるのだ、これをどうやって作動させるかといふ
ところに、今度の外国人任用というふうな法律と
いいますか、ができたといふことは、これは私非
常に時宜を得てゐるが、そういう大学の外人の教
師がお見えになると、恐らく競争原理がその中に
働いてきて、ほんやりしておれぬというふうな競
争原理が働くのではないかと思ひます。現在のよ
うに、勉強しなかつてもじつとしておればとこ
ろに、勉強的になつてゐるやうな、そういう安易な
気持ちで打破することができず、またそれに
よつてとかく顔を出しがちな学問というものの打
破にもなるのではないかと。学問と言へば、東京大
学と京都大学が一番学問が強いという話も聞いて
おります。日本の最高の大学がそういうふうで
は、これはとても将来思ひやられるといふこと
でござい。

こういう意味で、私は後でこの附帯決議の中
に、いや任用期間とか、学長にはしないとかい
ろいろの注文がついておりますが、できれば、や
るならやるで積極的にすばつとおやりになる方が
いいと、ああいうものがついてゐるといふこと

は、結局やっぱり学長じゃいけないんだらうとか、ここまでの権限にとどめておこうなんということになる、本当の意味のこれは開放にならない。やるならもうすつかりおやりになる。何かそういうことをやると、何か妙なことが起こってくるんじゃないかという御心配があるようだけれども、私のようなことはあるかもしれないけれども、私はそういうものも克服していきける力を持つてはいないかと思ひますので、私は完全開放説、完全開放の型をとっていただきたいというふうにまず注文をするわけでございまして、そういう意味ではこの外国人任用は完全開放型で積極的にやるというふうなお気持ちでぜひひとつやっていただきたいと思ひますが、この点いかがお考えでございませうか。

○衆議院議員(石橋一弥君) お答えいたします。

私も午前中からの答弁の中で、それはもうできるならば日本の大学の先生方と何ら差別のないようなことまで到達できればそれにこしたことはないという考え方があったわけでありまして、しかし、何度も御答弁申し上げており、いわゆる当然の法理というものが厳然としてあることは間違いない。そしてこの問題は、研究者であるという特別の立場の人である、そういうことで特別措置法としての考え方をとつたわけであるわけでございます。

先ほど杉山委員の御質問のときにも答弁申し上げたわけですが、さて実態論といたしまして、果たして招聘をする大学側、そして参ります外人教員の中においても、いわゆる管理職として、もう高木委員御承知のとおり、学長、学部長の立場になりますと、全く管理職そのものの仕事にとつちかといひますと実態は没頭しているような形が多々ございまして、そのような実態論の中から言つても果たしてすべてを十全するところまでいかげなかなと、こう考へてこのような案で提案をいたしたわけではあります。

○高木健太郎君 おつしやるようなことはあるうかと思ふんです。せつかく研究あるいは教育の面

においてりつぱな方をお呼びして、それを学長、学部長というような管理職にすればその効果が失われるというところはあろうと思ひますが、現在の日本の教授の中にもそれは言えることではないかと、せつかくよく研究している人を人格もりつぱだからというので学長とか学部長に推し上げると、その人たちは何にもできぬ。専任であるから勉強しなさいかぬというので、学長なんか何もやることができぬ。そうすると、せつかくりつぱな人を五十五ぐらいでくさしてしまふということがあるわけであつて、本當を言えば文部省のどなたかが学長になつておいでになつた方が私はずうまくいくんじゃないかと、こう思ふぐらひでございませう。だから、それはそれでしようが、實際は学長というのには御心配になるようなそんな権限はないわけではございまして、判を押しているだけじゃないかと思ふわけですね。それは評議會で決まり、その下の教授会で決めてきたことを学長が議長となつて決めていくということだけでございまして、そんなに大きな権限というものは私は持たないのではないかと思ふわけですね。助手級の人事になれば、大学が講座制である場合にはその任免というのとはほとんどその教授の権限にかかつておりまして、これはもう学長なんかはただ判をつくということになつていくわけではございませうから、そう学長、学部長にすることをお心配にならなくとも十分やっていけるのではないかと。また副学長とかあるいは副学部長というようなものをおつくりになれば、それで研究者の暇もできるといふように考えられますので、この附帯決議につけてあるようなことは御心配なさらないでひとつ前向きに御検討願へたらありがたいと、こういうふうには思ふわけですね。

それから、先ほど桑野議員の御発言の中で、東大でしたかの西さんとおつしやいましたか、そういう方からぜひ国際化を図れという意味のことを言われてこの法案を考へるようになったといふこととでございまして、一面では韓国の人たちが私立大学の教授をしておられる方もございませうが、

そういう人方が非常に強く要望しておられたといふふうにも聞いております。公立大学協会の会長をしておりまうときにそういう話が、五十四年でしたか五十三年ごろからそういうものが起こりましてわれわれとしても考えさせられたわけではございまして、公立大学の基本問題委員会というところをこれを検討して文部省の方へその意見を出したことがございませうが、その際、国立大学はどのような態度をおとりになつたかというところという質問をしますのは、私は文部省なりこういう委員会や国会がこの案をつくつてどうだといふことよりも、私は本當にしてほしいことは公立大学、国立大学を挙げてこうしてもらいたいといふ要求が下から上がつてくることを非常に望むわけですね。ところが、それがどうも今度の議員立法ではその吸い上げといふかあるいは意見調整といふか、それをエンカレッジするといふか、それをちよつと心配——心配といふかそれは残念でございませうので、その点を今後この法案が通りまして、どのようにして大学自体の閉鎖性を、あるいは大学自体の革新をみずからやれるように持つていくかということがこの際重要ではないか、こう思ふんですが、その点いままでの経過からお考えになりましてどのようにお考へでいらつしやいませうか。

○政府委員(宮地貢一君) 御指摘のように、五十四年当時、在日韓国・朝鮮人大学教員懇談会というようなところから、特にアジア人専任教員採用等に関する要請書というふうなものが文部省にも出されたといふような経緯はあるわけではございませう。そして、いま御指摘の点は、公立大学協会において、五十四年当時でございませうが、外国人教員問題についていろいろ御議論がされておられるわけではございませう。国立大学協会においてもそれらの点については議論は行われてきておりますし、また特にこの問題を積極的に検討すべしといふようなことが特に国会の論議等出てまいりましてからは、国立大学協会のいろいろな会議の際に、

私どもとしてもこういう問題点が出されておるといふことで国立大学協会にも情勢をその都度お伝えをしてきておるわけではございませう。

ただ、先生御指摘のように、それではこういう法案の制定について、国立大学協会とかそういうところからぜひこれを推進してほしいといふような積極的な姿勢といふものが必ずしも十分見られていないではないかという点は、確かに御指摘のようないふ点があるかと思ひます。私もこの法案が成立を見ますれば、先ほど桑野先生からも御指摘のありましたようなこの法案の考へ方については、国会の審議経過等も添へまして十分徹底を図るような形で理解を深めていくようにしたいと、かように考へます。

○高木健太郎君 ぜひそのようにお願ひしたいと思ひます。自分自身が大学に籍を置いておりました、あるいは管理責任者でもございまして、このようなことをお話しするといふことはまさに心苦しいわけではございませうが、せつかくのチャンスでございまして、例の大学紛争のときには果たし得なかつたことがあるいはこれで非常に素直に平和裏に大学の勇気づけといふことになれば私はこれにまさる喜びはないと、こう思つてあえて申し上げたわけではございませう。

もう一つちよつと私気がかりでございませうのは、現在国立大学には教授、助教授あるいは学長等の方はおられないと思ひます、そして国立大学におられる教官といひますか、助手は現在どういふふうになつておりましたか。またその国籍はどうなつておりましたか。

○政府委員(宮地貢一君) 五十七年七月一日現在の数字でございませうけれども、国立大学においては全体で五十八名の者、そして公立大学におきましては、これは若干日付がずれますが、五十七年四月二十六日現在という調査になつておりますが、六名、計六十四名の外国人が助手として任用をされております。

国籍でございませうけれども、九カ国にわたつておりまして、韓国及び朝鮮が三十八名、中国が十

九名、それ以外が七名というような状況になっております。

なお専門分野別の状況でございますが、歯学系が四十六名、うち医学系が三十八名ということでございまして、医学系が全体の数から申せば多い状況でございます。ほかに工学系が十名、理学系及び文学系がそれぞれ三名、その他教育学系及び法学系がそれぞれ一名というような状況になつております。

○高木健太郎君　外国からいきなり教授を持ってくるということは余りいまのところはないわけであつて、ごさいますが、このままの状態であれば現在助手となつてゐる人が何年かたつていくとその人たちが教授になつていくというようなケースが多いのではありませんかと思うわけです。そうなりますと、アジアの韓国、中国その他の方がなられることの方が多い。また日本でそのような高い位置につくと

いうことはその方々にとつても日本にとつても非常にいいことでございますが、中にはやはり欧米各国から呼びたいという希望も多いのじゃない

か、この「大学世界」というところに書いてありますけれども、これは中嶋嶺雄という人が五十四年の暮れに書かれたものですけれども、「外国人教師の問題は、主として在日朝鮮人の教官を採用するかしないか」というところで問題になっている」「こういう文句があるわけなんです。恐らく、このままで教授になるということによつて欧米の人は自分たちにもそれが非常によいという利点があるけれども、いま申し上げたような方が教授になるケースがふえてきて、何かそのときに国籍というようなものを問題にするというようなことが大学内で起こると非常にこれ私はいやなことだと思つたわけですね。

そこで、私から提案したいことなんですけれども、ノーベル賞級の人を呼びたいというお話でございますけれども、恐らく給与もいまのところアメリカにおる方がいいのじゃないか。特にこのごろ円安になりましたから、なおさらそういうことがありはせぬか。百八十円ぐらいのときは非常に

よかつたんですけれども、もう二百六十円を超しますとなかなかこちらには来たくないという方が多い。それを引つ張つてくるというようにするためには日本の教授と同じような待遇では恐らく無理じゃないかというふうに思うわけです。何か外人、特に欧米の人を日本の教授にするという場合には、あらゆる意味で研究費、あるいは旅費とかその他の待遇を十分私は考えてやらなければいけないところ。ところが、またその待遇を考えると、日本の教授と外国の教授との間に何か差ができてくる。待遇の違いで問題を起こしてくるといふようなことが起こりほしくないか。待遇の違いを、差をつけなければ来ない。こういうところで、このせつかくの法律が生きてゐないか、こういう心配をしておるわけです。これについては何かお考えになつたことはございますでしょうか。

○政府委員(宮地貢一君) 御指摘の点は、なかなか具体的には解決のむずかしい問題点を御指摘になられたのではないかと思います。

考え方といいたしまして、まず一つは、先ほどちょっと助手の数について御報告申し上げたわけでございますが、医学系が大変数が多いということとを申し上げましたが、これは医学系の場合には、その中ですぐ助教授とか教授とかへ上がつていくということよりも、むしろ、助手でおりましてまた適宜病院等へ出ていく場合が、ローテーションしていく場合が比較的多いのではないかと思います。高木先生はそういう方面は御専門でございますので、恐らくそういうケースが多いのではないかと思います。したがつて、現在おります助手の方々がそのままだ講師なり助教授授授なりになつていく道を聞くということだけになつていくようなことでは本来の法律の精神が生かされなないのではないかと思います。御指摘のとおりでございます。やつぱり先ほど秦野先生の御指摘にもございましたような、その講座にとつて目を広げ、諸外国にも適任者を求めるといふ精神でこの法律が運用されることが望ましいし、そしてまた、

それがいままでの大学の閉鎖性の打破ということ
につながって活力を持つていくようになるという
ことが望ましいわけでございます。

ただお話しのように、待遇の面になりますと、この点はまさに日本人と同じような形で正規の教授に任用する仕組みとしてこの制度を開いたものでございますので、その点については、基本的に給与その他の処遇について申せば日本人と変わらないことになるわけでございます。もちろん研究環境を整えるというようなことなどについては、これは大学の研究全体のレベルを上げていくためにも必要なことではございます。したがって、御指摘の点は確かに本来ねらいとするところであると

と、實際それを実現するためにはなおいろいろ考
えていかなければならぬ幾つかの課題があるとい
うことで御指摘があったかと思うわけでございま
すが、それらの点につきましても、まずは大学自
体が本来この法律の趣旨を生かされるように、そ
してまた、大学が生きてきたとした力を取り戻すた
めの一つのよすがになる道としてこういう制度が
開かれたわけでございまして、大学自体の、そう
いう意味でこの法律の本来のねらいが生かされる
ような形で運用されることを望むわけでございま
す。

研究費その他の点について考えるべき点があるのではないかということは、実際の運用に当たりまして、将来の課題といたしまして私どもも研究させていただきたいと、かように思っています。

○高木健太郎君　この点十分考えなければ私はいっぱいな人は来ないだろうと。というのは、特に私米国のことですが、先般ノーベル賞をもらったシヤリーという人がおりますが、ごくわずかなたん白質を抽出するために、豚でしか牛だったかの脳の下垂体を非常にたくさん集めて、その中から何ミリグラムというようなものを抽出した。それにかけた研究費は、アポロを打ち上げるぐらいの費用がかかったというのを聞いております。ところが、日本の教授では科学研究費はございますけれども、通常の講座の研究費というものは

んな經費を抜かれますと百万とか五百万という程度でございまして、そういうものでは本當の意味の研究者はなかなか来にくいのではないかと。これは、研究費——家だとか、そういうものの待遇は別としまして、今後思い切つた措置を打たなければ本當に刺激になるような教授にはなかなか来てもらえないのではないかと思うので、特段の配慮というか、今後十分お考えをいただきたいと思ひます。

もう一つ、これに関して、現在特別招聘の教授を呼んでおられますが、この方々は、どういう待遇で、年間どれくらいこちらにお見えになつておられますか、その点をお聞きします。

○政府委員(富地寅一君) 外国人の特別招聘教授の制度でございますけれども、これは、著名な外国人を国立大学に短期間、三カ月ないし一年といふことでございますが、招聘する制度でございます。昭和五十四年度に招聘いたしました特別招聘教授は、国籍別に申し上げますと、米国六人、カナダ三人、西ドイツ、中国各一人、専門分野別では、芸術二人、文学二人、医学二人、工学二人、農学、理学、社会学各一人の計十一名ということになってゐるわけでございます。

昭和五十五年度は、米國六人、カナダ、ギリシヤ、インド各一人で、理學五人、農學、藝術、保健體育、醫學各一人の計九名ということになっております。

昭和五十六年度でございますが、米國七人、英國、フランス、イタリア、オランダ、オーストリア、中國、インド各一人で、理学の分野で四人、医学三人、工学二人、芸術、農學、文學、經濟學、教育學各一人、計十四人というようなことになっております。

なお処遇でございますが、五十七年度、本年度におきます特別招聘教授の処遇でございますが、給与は月額六十一万四千元、ほかに招聘及び帰国の旅費としてはファーストクラスの利用ということができるわけでございます。

国内での研究費でございますが、月額二十万圓

でございまして、研究旅費が約十一万四千円。全体的には国立大学の修士講座制の実験系の教授相当額というような金額になっております。

そのほか年次休暇、病氣休暇等は日本人教員に準じて認められておりますし、宿舍その他についても手当てをするというような待遇でござい

ます。

以上でございまして。

○高木健太郎君 私、もっと多いと思っております。ちよつと勘違いしておりましたが、なかなか呼ばないということになれば、オーストラリアでやっているように、特別招聘教授というもので日本からオーストラリアに行くと、そういう場合には、三カ月たつと教授会の中に入れちゃうわけ

です。それでいろいろの計画あるいは人事その他にもいわゆる教授の一員として正式にそこに入つて発言することができるといふふうになって

わけです。まず一つの移行期の措置として、こういう特別招聘教授の三カ月以上たつた場合には、ちよつとオーストラリアと全く同じようにそれを

教授会の中に入れて発言を聞いてみると、こういうことも一つの刺激になるんじゃないか、こうい

うふうに思ふんですが、そういうことは法律上はできないものでしょうか。あるいは教授会に入れ

るといふのは、その大学自体の評議会かなん何なりで決めればそういう運営ができるのかどうか、

それに対して御意見が聞きたいんですが、どういふものでしょうか。特別招聘教授として呼んでお

いて、その人が三カ月以上たつたら自動的に教授会の中に入れて、そして発言をすることができ

ると。もちろん、人事とかいろいろなのは、何か当然の法理ですかで、それじゃいけませんとい

うことになるのかもしれないが、教授会に入れる入れないはその大学で自主的にやるのじやないかと思ひますが、どうでございましょうか。

に、その担当しております客員教授の方の意見を聞くということとは、実際問題としては十分起り得ることではないかと感ずるわけでございまして。それはそれぞれの大学の内部で具体的な取り扱いが定めらるべき事柄であるかと思ひますが、御指摘のようなたとえ人事その他の案件について教授会で議決をするというふうなことにについてはむづかしからうと思ひますけれども、教育、研究の具体的なテーマについて、その客員教授の方が担当しておりますような事柄についていろいろ議論するということは、当然にあり得ることではないかというぐあいに理解いたします。

○高木健太郎君 私の言うのは、そのぐらゐのこ

とから始めないとこの法律ができて実際はこれ

が動かないと、有効に作動しないということが起

るのじやないかというふうなことを心配します

ので、このようなくことを各大学にひとつ文部省

からお知らせ願つて、そういうことはこういう点

を除いては別に差し支えないならぬというふうな

ことをやられると教授会もまた活気づくと。たと

えば論文審査のときでも、その教授から指導を直

接受けなくともその教授はいろいろ意見を言う

これも実行に至らなかつた。かなり何回も議論をしてこの任期制の問題は論じた。けれどもうまくいかないということ。で、今度新しく任用された外人については、だから任期制にしよう。すれば今度は穴埋めに使われるんじゃないかなというふうな気もするわけですね。たとえいま適当な教授がないと、しかし教授があいていて、だからちよつと一年ぐらしか助教授かどつかへいい人が来たらそこで日本人とぽつとかえらう。そういう穴埋めに使われる危険性が非常に多いので、任期制といつたところ

で、私はできればかなり長い任期を持たせることの方がいい。

で、こういうものをすべて大学の管理機関に任

せると書いてあるようだけれども、ある程度文

部省で現在の大学をお考えいただいて、その大学

の発展のためにこういうふうにした方がいいと思

われれば、ある程度文部省としても意見を出し

なつておいた方がいいんじゃないかと。それを

出すことには、大学の自治を侵すというふうにあ

るいは御心配になる向きもあるかもしれません

けれども、せつかく外人をお呼びになつて、まあ三

本にかかわる問題でございまして、それは大学自体が最善の判断をなさつた上で結論を出していただけるものと考えております。ただ、欠員の間の穴埋めの運用が行われはしないかという御心配をたえばいま御指摘があつたわけでございまして、本来、この制度としては、先ほど来御質疑がおりますように、制度の本来の趣旨を生かされるような形で大学の閉鎖性を打破し、そうしてまた活力を与えるというふうな趣旨で生かされることが望ましいことはもとよりでございまして、そういうふうな御心配のあるような運用がなされないように、その点は私も十分留意をしましてまいらなければならぬことではないかと、かように理解をいたします。

○高木健太郎君 この点ひとつよろしく願ひを

いたします。最後に、これは全く杞憂なことではございまして

申し上げにくいことも存じませんが、御存じの

ようにことしの一月二十五日のニューズウィーク

に、軍事機密に関するような研究を外国人がして

いるというところで、レーガン政策でそういう機密

が国外に漏れないように、ワインバーガー長官と

かあるいは商務長官とかそういうものが、お互い

に西側の国家はそういうものを余り漏らさないよ

国籍を問わず広く受け入れるという場合に、こういう問題が起ってくる可能性もゼロではないと、こういうふうに思うわけです。アメリカでは追放したり、あるいは研究の公開というものを求めたり、チェック機関を設けたりして大学や研究機関との間にある程度の摩擦を現在起こしているようにございます。日本ではそれは全然通用しない状態でございますが、日本と米國とは技術提携をしておりました、今度はそのように日本から簡抜けになるということになれば、日米との技術協力はいくらもなくなるとか、こういうようにいわれる学問に本来国籍はないもの、国境のないものがそういう関係で国境ができてくるというようにすることは非常に不幸なことであり得ることではないかと、そのようなことはいまから少し研究をしておいていただきたいと思います。私がこれどうすればいいという考え方はないんですが、現実には起りつつありますので、恐らくそれは日本の大学、研究機関にも及んでくることではないかと思っております。一応それをお伝えしておきまして、今後御研究いただくようお願いしたいと思っております。何かこれに御感想ございましてらおっしゃっていただきたいと思っております。

○政府委員(宮地貫一君) もちろん国立大学の教官の場合でございますが、大学で非公開とされております情報なり個人のプライバシーにかかわるような情報でございまして、公表されれば公益ないし個人の利益を損なうようになる秘密に關与した場合に、守秘義務があるというところはもとよりでございますけれども、基本的には大学は教育、研究の場でございますし、しかも研究成果の発表については研究者の自主性にゆだねられていられるというところが基本であるかと思っております。

御指摘のような点については今後の課題として私どもも十分心にとめておかなければならぬことではございますが、基本的には大学の研究なり大学の自治というような観点に立ちました従来からの対応というものを、私どもとしても確立された

慣行につきましては尊重していくようにしてまいりたいと、かように考えております。

○佐藤昭夫君 私ども初めに教科書問題で少し質問をいたします。

今回の教科書検定問題が国際問題にまで発展してきたわけでありまして、その根本として日本政府の日の戦争、第二次世界大戦に対する認識の姿勢が問われているわけでありまして、今日、侵略戦争は侵略戦争と素直に認めようというのが文部省への内外の厳しい批判であり、今回の問題は七月二十九日の参議院文教委員会以来、両院で何回か議論をされてきているわけでありまして、その七月二十九日の当委員会での私の質問に対し、文部大臣は決然ながら最終的に、侵略戦争ではないなどというところは毛頭申しておりませんというふうな、事実上侵略戦争であったことを認められる答弁を行い、八月の六日、衆議院での委員会でも侵略戦争であったと明言をされたわけでありまして、しかし、中国、韓国両政府が修正を要求している戦争記述に対する文部省見解の要旨なるものが報道されておりますが、文部省が侵略戦争であるという認識と反省の上に立ったそういう立場が依然示されていらないと言わざるを得ません。外国の批判に謙虚に耳を傾けると何回も言われておりますが、一体これで理解が得られるのか。

で、お尋ねをしますが、これからいろいろ話をやっていくというわけでありまして、前提として日中戦争を侵略戦争であったというふうにはつきり明言をし、反省をするというその立場でこれからの話をやっていくという、そういう姿勢があるのか、文部大臣、お尋ねします。

○国務大臣(小川平二君) 日中戦争が侵略的な性格を持つ戦争であったことは、私は率直に認めておるわけでございます。そのゆえにこそ、現行の教科書は日中共同宣言について記述いたします際に、かつての戦争はわれわれが深く責任を感じなければならぬ戦争であり、同時に厳しく反省しなければならぬ戦争だと、こう書いておる、かように考えております。

○佐藤昭夫君 文部大臣の答弁が国会向けの答弁だけじゃなく、本心に心底から侵略戦争であったという、そういう反省があるならば、私は、あの教科書記述についての訂正は可能だと思っております。この問題も、七月二十九日以来、私として指摘し続けてきた問題ではあります、この制度のもとで、いわば絶対条件とやられております修正意見、この修正意見でさえも、この規則第十条では、意見の申し立てがあれば文部大臣は修正意見を取り消すことができるという、修正意見絶対条件、これについてももう一度定めを第十条でやつていくわけですね。

今日、外交の責任者である日本の侵略行為への批判を踏まえた行動の必要を強調する新たな状況、そして、そういうもとで「進出」と用語を訂正させられた著者がこの正誤訂正の規則をもとにしてこの再訂正をやりたいというこの申請が出される動きになってきているということも新聞に報道されております。しかし、文部省は、著者が改善意見に従いまして一たん記述を改めたものとは戻すということは教科書の改善とはならないから、だから正誤訂正の申請が行われなくても、検定制度の趣旨に照らしましてこれを認めることはできないという、いわば三百代言的なそういう形式的な答弁をききようも繰り返しているわけでありまして、重ねて私は二点お聞きをしますが、改善意見で訂正をされたものでも、再訂正の申し入れがあつて文部大臣が必要と認めれば再訂正をするということとは、検定規則第十六条、これによって一般論といえますか、理論上といえますか、これは可能なことだと。絶対に不可能だという、そういう問題ではないということが一つ。

それから二つ目は、文部大臣みずから、先ほど来お尋ねをしておりますように、日中戦争を侵略戦争であったとこういうふうに答え、外務大臣としてもそうした答弁を行っておられる。そして、国内外の批判は日とともに高まる一方。こういう状況のもとで、著者がもととみずからの主張であった「侵略」という言葉をもととは使いた

なかった、しかし文部省からの指導というか、意見があつてその用語を変えたわけですが、それでもう一遍やっぱりもとの用語、「侵略」という用語に戻したいという申請を著者が出してきていることは当然予想されることですね。こういう場合に、文部大臣としては、規則第十六条に照らしてみても、本心に侵略戦争だということ、こういう認識があるならば、これを承認をすべきじゃないかというこの二点、重ねてお尋ねをいたします。

○国務大臣(小川平二君) かつての戦争が厳しく反省すべき戦争であり、われわれが深く責任を感じなければならぬ戦争である、こういう認識についてはことごとくの教科書が明確に書いておるのでございます。このような認識の裏づけになる歴史的な事実、客観的な事実を教科書は記載すればよいのであつて、教科書において「侵略」という言葉を使う必要はない、むしろ教科書の用語としては「侵入」とか「進出」とか、そのような客観的な言葉を使う方が適當である、かような判断のもとに検定をいたしておるわけでございまして、これは説明をすれば理解してもらへることだと私は信じております。したがって、改訂ということについて考えておりませんことは、けさほど来申し上げておるとおりでございます。

なお、検定規則と、一たん改善意見を受け入れて改訂したものをもとへ戻そうとする、そういう申請との関連につきましては、政府委員からお耳に入れさせていただきます。

○政府委員(鈴木勲君) 今回問題となつております件は、検定におきまして一たん改善意見に従い著者が修正を施した記述の改善が図られたものを再びもとに戻すことが認められるかどうかということでございますが、検定におきましては、先生御承知のように新規検定と改訂検定とございまして、検定規則四条三項では「改訂検定とは、検定を経た図書の改善を図るために加えられた個々の改訂箇所について行う検定をいう」と定義をしております。改善を条件とすることが明らかにされていくわけでございます。今回問題とされ

ております。よな記述の再修正は、その経緯から見まして改善には当たらないという事は明らかでございますので、改訂検定の規定を適用することはできないわけでございます。

また、正誤訂正につきましては、これは改訂検定とは違ひまして、教科用図書検定調査審議会の審議を経ることなく、より簡易な手続とされていゝるものでございまして、こうした簡易な手続によりまして修正可能な程度の修正を認めるという事でございまして、改訂検定においてすら認められないという様な修正をこの簡易な手続によつて認めることは、検定制度の趣旨から申しましてなじまないという事を申し上げておるわけでございまして。

○佐藤昭夫君 全く詭弁とも言うべき形式答弁をいまも繰り返しておるといふことでありますが、本日も同僚委員が指摘をされたように、長崎における総理の発言あるいは外務委員会などにおける外務大臣の答弁と比較をしても、文部省と文部大臣の答弁がまたとなく異なり、一たん決めたことは一歩も変えない、こういういわば思ひ上がった態度とも言うべきそういう答弁に終始をしておる。これは、何も私がこういう言い方をしているだけじゃありません。大臣も新聞ごらんになっていると思うけれども、マスコミの論調もほとんどいい、そういう批判をいま文部省に向けるにやありませんか。また、今日の議論でも自民党の二人の委員がそれぞれこの教科書問題にも触れられましたけれども、自民党の委員も用語としては「侵略」という用語を使うべきじゃないかという意見が本日もし出されておつたやありませんか。これだけ問題が指摘をされながら、文部大臣としてはとるべき態度の再検討の気持ちはない、用語の再改訂はこゝろんざいな、こういうことを今後もしも言ひ続けるつもりかどうか、文部大臣に答へておねえたいんです。

○国務大臣(小川平二君) 同じことを繰り返して申し上げることは控えますが、私は誠意をもつて話せばわかる問題だと考えておりますので、当面

改訂をしなければ解決しない問題だという判断はいたしておらないわけでございます。

○佐藤昭夫君 もうまことに話にならぬ答弁であります。きょうは教科書問題の質問点を制限をしてという、こういうことでの約束になつておりますので、この委員会終了後、理事会として、引き続きこの国会の会期中、外務委員会との連合審査あるいは一回教科書問題についての当文部委員会としての集中審査、この問題を協議することになつておるわけで、そういう場で引き続き一層ひとつ広い角度からさらに文部省の態度の追及をしてまいりたいと思つております。そういうことで、時間の関係上法案の質問に移りたいと思ひますが、すでに同僚委員がいろいろ質問をなさつておりますのでもう繰り返してはできないだけ避けたいといふふうに思ひますが、法制局にせつかくおいでをお願いしておきましたので、まず法制局に一点お尋ねをしておきます。

この法案によつて外国人を国立公立大学における講師以上の教員に任用する道が開けるというわけですが、これでも、衆議院における附帯決議を引用するまでもなく、そういう道とともに学長、学部長などへの管理職への任用の道、こういうことについても当然検討が求められてくるわけでありまゝ。本来大学の教員人事に関する教授会自治、これは憲法二十三条の学問の自由に含まれる大学自治の保障を具体化したものでありますけれども、これはいわゆる政治一般、行政や主権の確保にかかわる公権力の行使、これとは本質的に分離独立したものだと思ふべきでありまゝ。このうした点で学長や学部長等への任用の道、これは今後立法化すれば何の支障もなくやれること、こういうふうには思ふんですけれども、法制局の見解はどうでしょうか。

○衆議院法制局参事(松下正美君) お答え申し上げます。外国人を学長、部局長等に任用することについては、それほどの問題はないのではないかと御趣旨のお尋ねでございますが、従来からの公務

員の就任能力に関する法理といふものがございまして、外国人は公権力の行使または公の意思の形成への参画に携はることはできないという法理が存在をしておるわけでございます。

外国人の学長、部局長への任用の可否という問題につきましても、いま申し上げました公務員の就任能力に関する法理に照らして検討しなければならぬわけでございしますが、これにつきましても、消極面におきましては主権の維持への影響の度合い、それから積極面におきましてはこれらの役職に外国人を就任させる必要の度合い、こういうことが問題となるわけでございまして、その総合判断はもとより非常にむずかしいわけでございまして。

ただ、学長、部局長等に外国人を任用をいたしますことは、法理との抵触が教授、助教授、講師といった教員の場合に比べて相当強いものになると判断されるわけなのでございしますが、外国人を学長、部局長等に任用するといふ立法を行うことは理論上可能であるといふ余地はあり得るといふふうに考えておるところでございます。

○佐藤昭夫君 理論上はそういう余地はあり得るといふことで、その点を確認をしておきたいと思ひます。

発議者にお尋ねをいたしますが、この任期制の問題でありますけれども、法案では「大学管理機関の定めるところによる」、こうなつておりますけれども、これは大学の自主的な判断にゆだねられる問題であるといふふうに解釈をするのが至当かと思ひますけれども、そういうことでよいのか。大学が仮に任期を必要と定めなかつた場合といへども、それは別に法律違反といふことが受けられないといふことと思ひますけれども、この点ちょっと確認をしておきたい。

○衆議院議員(狩野明男君) お答えいたします。現行の教育公務員特例法によりまして、学長等の任期については、「大学管理機関が定める」となつておりますが、本法案におきましては、外国人の教授の任期については、「大学管理機関の定めるところによる」ということで、若干ニュアンスが違つております。しかし、この制度によつて外国人を受け入れる場合において、国際交流推進等の観点からして、任期制を採用することを前提としつつも、諸般の事情から大学が任期を定めな

いこともあり得ると考え、これが直ちに法律違反といふことには必ずしもならないことを意味するものであります。

○佐藤昭夫君 文部省にお尋ねをしますが、この国立公立大学に続いて、次の問題として、高校以下の公立学校における外国人教員の採用問題というのが登場してくることは当然だろうと思ふんで、ここにおける公立学校の外国人教員採用の実態、数字的にはどういふ状況でしょうか。

○政府委員(鈴木勲君) 昭和五十六年度末現在でございまして、三都府県一市、すなわち、東京都、大阪府、三重県、大阪府でございまして、二十八人が任用されております。学校種別に申しますと、小学校十二、中学校八、高等学校七、養護学校一、合計二十八人でございまして。

○佐藤昭夫君 いまの数字に加えて、私が聞いたところでは京都市にも養護教諭が一人いるといふふうに把握をしておるわけですが。

そこで、これらの外国人教員、その多くが韓国人十九人、朝鮮民主主義人民共和国三人、中華民国三人、その他米国など三人という内訳だと思ふんですけれども、そのほとんどが長く日本に在住をし、日本の国立の教員養成大学等で教員の資格を取つた。で、採用試験を受けて教員になつていゝるというのであります。二点聞きますが、この国立の教員養成大学では国籍によつて入学資格を、何といひますか、区分をするといふか、入学資格の差をつける、そういうことはしていないのか。それから教員免許法では外国人は免許を与へることを禁止すると、こういうふうにもなつていないと思ふんですけれども、この点どうでしょうか。

○政府委員(富地貢一君) 御指摘の二点はそのと

おりでございます。

○佐藤昭夫君 そうしますと、一つは実態として高校以下の公立学校にもすでに現に外国人教員が採用をされておると、仕事をしているという実態がある。それから、制度上、この教員の養成大学への入学資格、それから教員免許法の免許取得資格、こういった点で外国人が排除をされているというわけではないと、こういうことであれば、当然公立学校についても外国人教員採用の道を具体的に検討すべき段階を迎えるというふうに思うんであります。ところが、文部省は今回の法律案成立を逆手にとつて、高校以下の外国人教員任用を認めない指導を強化しているというのを耳にするわけですね。これは事実ですか。

○政府委員 鈴木勲君 これは別に指導を強化したわけではございませんで、実は外国人を公立の学校に任用することにつきましては、従来から言われておりますところの公務員に関する当然の法理に照らしまして任用することはできないという指導を行つていたわけでございますけれども、ただいま御提案の法案が衆議院等に提案されましたから、各都道府県におきまして関連いたしました、従来の方針についてどう変更があるのかとかいろいろ問い合わせがございまして、都道府県の人事主管課長会議等におきまして従来行つておりました指導をさらに丁寧にしたわけでございます。強化したとかそういうことではございまして、たわけではないのでございます。

○佐藤昭夫君 従来とつてきたこの指導態度の継続であつて、今度の法律との関係での新しい指導が出てきておるといふわけではないというわけですね。けれども、発議者にお尋ねをしますけれども、聞くまでもないと思いますが、今回の法律案が成立をすれば、現に実態的に公立学校に採用されておる外国人教員、この採用を取り消すとかやめさせるとか、こういう新しい問題が発生するといふ、こういう法解釈ではもちろんありませんね。

○衆議院議員(石橋一弥君) そのとおりです。

○佐藤昭夫君 そこで、最後に文部大臣にお尋ね

をしますけれども、私、申し上げましたように、小中高の公立学校に外国人教員が実態として採用されている。それから、制度上も、教員養成大学への入学資格、それから教員免許の資格、こういった点で外国人はだめだといふ、そういう排除規定が別にあるわけじゃない。こういう状況のもとで、しかし、今日まで文部省の指導によつて小中高大を含めて外国人教員の採用はだめだといふ指導がやられてきた。こういうこととの関係で、今回の法律は大学に限つての法律だから、公立の小中高はだめですと、こういう言い方をいまでも局長がやっているわけでありまして、文部大臣、これこそ——これこそというか、教科書問題と同様に文部省はかたくなな態度ではなくて、やつぱり実態と制度の現実の上に立つて大学へのこういう道が開かれたといふことであれば、当然次は公立学校へのこういう道を考えるかといふことを文部省、文部大臣として積極的に検討をしてもいい。いましてここで答えを言えといふ——とにかく積極的な検討課題に上せるといふふうにしてもらふ必要があると思ひますけれども、文部大臣どうでしょうか。

○国務大臣(小川平二君) 現に任用されております者の身分を直ちに左右するといふことは、学校運営の面から申しましても、その者の生活の営みという点から考えましても、実際問題として困難でございますから、さようなことをするつもりはございません。文部省としては、この問題にかかわる法的な取り扱いの趣旨を踏まえまして、各任命権者において慎重に、かつ適切な取り扱いが行われることを期待しているところでございますが、最終的には任命権者の判断にこのことはゆだねたいと、こう考えております。

○佐藤昭夫君 そうしますと、それはもう任命権者の自由な判断に任せる、文部省はとかく言いません、口出しはしませんといふことですか。

○政府委員(鈴木勲君) ただいま大臣が申し上げましたのは、現に任用されております二十八名に達する外国人教師の取り扱いにつきましてお尋ね

がございましたので、その取り扱いについては、ただいますぐに身分の変更を及ぼすような指導をするつもりはないという趣旨を申し上げたわけでございます。それから、一般的な公立学校に外国人を任用することについて地方公共団体に、あるいは任命権者に任せるという趣旨を申し上げたわけではございませんで、私どもが指導してまいります趣旨は、公立の小中高等学校の教諭につきましては、職務等が全国的に一律でございますので、そういう趣旨から私どもは公の意思の決定の参加を、公の意思の形成とか公権力の行使に当たる公務員として、従来からの解釈として、公立学校に外国人を任用することができないという当然の法理から大学におきましてはその部分が特別立法において許可されたわけでございますけれども、高等学校以下については従来どおりの考え方が維持されるわけでございますから、そういう方針で指導してまいり、その際に現に任用されている者につきまして大臣がお答えさしていただいたといふことでございます。

○佐藤昭夫君 現に任用をしてる公立学校における外国人教員、これを今度の法律を盾にとつてこれをやめさせるとか身分変更を強制をするような、そういうことはしませんと、これはもう都道府県教育委員会の判断に任せると、これはこれでいいですよ。これからの問題です、私が念を押して聞いているのは、この中で、いま直ちに答えを求めるわけではないけれども、少なくとも公立学校における外国人教員の問題をどうするかというのを積極的な検討の課題に上せるといふことがいよいよ必要になつてきたんじゃないやありませんかと。で、それをいやそれはできませんといふ、そういうかたくなな態度はとりませんかといふことを言っているわけなんです、これからの問題についてそれを検討課題に上せるといふ、これぐらいは当然のことでしょう。検討の結果がやつぱりむずかしいといふことになるのか、こういう方策を、道をつけられ、あるいはこういう立法措置をつけられやれるといふ問題だといふ結論に達す

るかもわからぬ。それは検討の結果ですよ。しかし、検討の課題に上せるといふことぐらいはやらんで一体どうなるんです。

○政府委員(鈴木勲君) この外国人任用法案の趣旨につきましては、提案者からる御説明がございまして、大学における学術研究の特殊性に基づきまして、その必要性があるといふことで一般的に適用されておりますところの公務員に関する当然の法理の特別立法いたしました。これができているものでございます。したがつて、それを直ちに公立の高等学校以下の教員に及ぼすかどうかといふことはおのずから別問題でございまして、公立の高等学校以下につきましては、現在の財政事情等もございまして、教員を確保する、採用するといふ見地から非常に採用等にも苦勞しておるわけでございます。そういうこともございまして、これは技術的な点でございまして、いま直ちに検討するしかないかといふことでございまして、高等学校以下につきましては、要件がございまして、直ちに大学における適用を踏まえてそれを及ぼすかどうかを検討すると、そういうことには実態としてなつていないと。また考え方としてもそこまで直ちに検討してどうかといふところまでなつていないと。また、公立高等学校等におきまして英語とか外国語教員等の問題につきましては、別途、アメリカ、イギリス等からいろいろな道でそれを招聘いたしまして外国語教育に役立っているといふことでございまして、そういう面の要請は満たしながら、公立の高等学校以下に、まずわが国の希望する教員採用者を確保するといふことがまず考えられなければならないといふ実態でございまして、そういう点を申し上げたわけでございます。

○佐藤昭夫君 本日に文部省というのははたはたあきれ返るほど頑迷固陋ですね。発議者にも最後に聞いておきましょう。

発議者がこういう法案の提案をされておる立場から、私の言っている公立学校の問題、検討課題

○衆議院議員(石橋一弥君) おつしやることはよく私もわかります。

ただ、提案者といはしますと、どこまでも本法律案は国公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法、当然、この法律を考えました際に、高等学校、中学校のことも考えなかったわけではありません。しかし、本来的に、小中高はわが国の次代を担う全く基礎的な教育である、果たして外人の教員を雇い上げてまでの必要があるかどうか、そうしたことを考慮をいたしまして、この法律案の中に当然のこととして、小中高のことを入れなかったわけであります。そしてまた、基礎的な教育ということを考えた場合に、おっしゃる点はいくつかありますが、提案者といはしますと、考慮をしなくてもいいだろうという考え方をとっております。

○小西博行君 外国人教員のこの法案の前に、教科書問題を一、二点御質問申し上げたいと思います。

ちょうど昨年の十二月だったと思いますが、民社党では、佐々木委員長以下二十名ほどの訪韓団を結成いたしまして、そうして韓国へ参りまして、主に政治家あるいはトップの経営者の皆さん方と懇談を交わしたわけです。ちょうどその際、日本からも学者が三人ほど同行いたしまして、韓国の中心的な学者の先生方十二、三名いたと思いますが、その方々とざっくりばらんに日本と韓国との関係につきましてディスカッションをしたことがございます。その席で私は大変驚いたわけですが、韓国人の世論調査をいろいろやってみますと、やはり日本人が嫌いだ、日本の国が嫌いだというような結果が出ておりまして、一番は北朝鮮、それに接近するぐらいの値で日本が嫌いだ、こういうような世論調査が出ておりました。同時に、それはなぜだろうというような議論もしたわけですが、韓国では日本と韓国の過去の歴史の問

題をかなり詳しく小学・中学生に教えているんだ
という、そういうお話がございました。同時に、
日本の場合でも、じゃ、韓国人に対してどうい
ような心情を持つておられるかというようにい
ろいろなデイスカッションがございまして、こ
れも、日本の事情は御説明申し上げたわけですが、
必ずしも、韓国人が好きだとか、あるいは韓国と
いう国が好きなんだというような答えは少なく
て、わりあい嫌いなといいますか、そういう結
果が出ています。

私はその際に思ったのですが、学者ですからわりあい思い切った御意見をざつぱらんに言っていたたく、政治家同士になりますとなかなかそれほどはつきりは物を言わないという感じがしたたわけです。たまたま、今回は教科書問題というところで、その教科書を一つの起爆剤にして韓国、あるいは中国、あるいは北朝鮮、それぞれの国から日本に対する非難というかついで出ているというように私は思うんです。外務省の御意見あるいは文部省の御意見、それぞれ新聞でしか拝聴しておりませんが、ニュアンスがかなり違う。外務省は、当然現場で実際に韓国、中国あたりと折衝する立場でありますから、恐らく、私は、外務省の方が、認識といいますか、事実の認識というのは非常に正確さがあるんじゃないかな。一般の企業でいきますと、営業と生産という関係と非常によく似ておりまして、いい品物であればどんどん売れる、しかし現場の方はなかなか品質が悪いなんていうことは認めない、こういう関係が私はあるんじゃないだろうかな。いずれにいたしまして、私は思いますのに、早急な対応をして解決の方向に持っていくかないと、どうも、メンツとか、あるいはお家の事情ということだけでは今回の問題は片付かないじゃないか、非常にその根は深いんじゃないか、そのように私は実感としていま感じているわけなんです。

実は、私も、昨日でしたか、韓国の政治家の方から電話をいただきまして、ホテル・ニューオータニに泊まっておられるというものですから、電

話をいたしますと、韓国の方がきのうで約三十名ぐらい日本に来て泊まっておられるわけですね。大ぜいの韓国の方が日本に来ておられる。日本人もまた当然韓国にたくさん行っている。非常に近い国でありながら、現実、このような問題が出てしまった。起こるべくして起こったと言ったら語弊があるかもしれませんが、内部的にはかなり厳しい問題があるというふうに私は考えます。そういった意味で、文部省がこれからの対応について、ここでは具体的に答弁がすぐさま出るわけではないと思いますが、そういう国の内部の事情というのをよく外務省とコミュニケーションを図っていたらいい、そうして日本の国のためにどうすべきかという、いま非常に大切な時期に来ていると思いますので、その辺に対する決意あるいは考え方、できれば将来の方向性、解決のための方向性があれば教えていただきたい。

○国務大臣(小川平二君) 今度の問題は教科書だけの問題というよりは教科書が起爆剤となつて出てきた問題だという仰せでございます。私も先生と認識を同じくしておるわけです。それだけに、たびたび申ししておりますように、先方の言い分には謙虚に耳を傾けなければならぬ、そして同時にきわめて慎重にかつ誠意をもつて対処していかないとかなかなかこの問題は片づかない、こう考へております。

○小西博行君　とにかく早急にいい方向に持っていってもらいたいと願うばかりなんです。これは単に教科書だけの問題じゃないと思いますので、その辺の真相をよく究明されて対応していくというその謙虚な姿勢こそが実は解決の糸口になるんじゃないかというふうに私は考えます。どうかひびきとつよろしくお願いしたいと思います。

さて、次のテーマでございますが、外国人教員の問題、午前中同僚議員の方からかなり詳しくいろいろな角度で質疑がございまして、私も全くこの法案を提出されたということに対しては、むしろ遅いんではないかというような感じが実はしております。と申しますのは、もうすでに私学の方で

はかなり前から外国人の優秀な先生方を任用されまして、そして日本の教育のためにいい方向で進んでいるというのは事実でありますから、何でも国がタッチしますと、ややおくれるといえますか、そういう感じもなきにしもあらずという感じがしておりますので、むしろどんなこれは積極的にやっていたきたいという感じがしているわけです。ところが、先ほどこよつと高木議員の方からもお話がありましたように、こういう法案ができたから、通過したからすばらしい先生方が果たして日本へ来てくれるんだらうか、実はその辺が私は大変心配であります。

と申しますのは、いま日本ではやはりオーバードクターという問題も関係いたしまして、たくさんの方の卵が卒業されて、そして就職がないままに今日まで来ております。そういう意味で、ノーベル賞が取れるほどの優秀な教員を採用したいという理想はよくわかるんですけども、現実問題は、研究費その他から考えますと、とてもじゃないけれども、たとえばアメリカあたりから呼ぶことはなかなかむずかしいのではないかな、そういうような感じがしております。もしこの法案が通過して、その結果、大体どういう計画で何名ぐらい日本にそういう先生を呼べる可能性があるか。これはむしろ発議者の方にお聞きしたいのですが、そういう予測を立てておられるのか。あるいはもっと言うなら、各専門の分野がそれぞれありますから、これは大学でもちろん任用していくわけですけども、どういう方を特に入れたたい、あるいは欲しいと、このように考えてこの法案を提出なさったのか、もしあれば、これは文部省と両方からお聞きしたいと思えます。

○衆議院議員 狩野明男君　お答えいたします。

国立公立大学においては外国人の教師を国家公務員法二条七項の個人的基礎に基づいての契約が従来からなされておりましたけれども、この法案ができることによりまして、より広く正規の教授として、外国人に限らず身分的保証がなされるわけでございますから、広い立場から優秀な外国人を

迎えることができるであろうと考え、期待されるわけでございます。そして、特にこの法案が制定された場合には、いろいろその具体的な運営については、各大学の自主的管理に任されているわけでございますけれども、実は先般、衆議院の文教委員会が京都大学に参りましていろいろ意見の聴取を行ったわけでございますが、京都大学では、もしこの法案が成立した場合に、人文科学系統、それから自然科学系統、それから附属の研究等に、アメリカとかフランスとかというふうにはつきり国名を言つて、五、六人の先生方を迎えたいというはつきりした意思表示がございます。さらに今年当初、文部省の調べたことによりますと、広島大学の文学部、大阪大学の言語文化部において、制度上任用が可能であればぜひとも採用したい、そういった具体的な意見があるようにございます。まあそのほかの国立大学等においても、いまだ任用したかったけれどもそれができないために私立大学の教員になった例も少なくないという聞いております。

○政府委員(宮地眞一君) ただいま発議者の方から御説明があつたとおりでございますが、先生御指摘のようにこの制度をつくつたことによつてそれでは直ちにそれが非常に十分効率よく直ちに動くかというぐあいに申されますと、その点は私はなかなか——それは幾つかたたいまお話しのように問い合わせは確かにございますけれども、私も私どもとしてもこの制度を十分各大学にも周知徹底をいたしまして、制度の運用が本来望ましい姿で動いていくように努力をしていかなければならぬと思つております。

御指摘のようにオーバードクター問題といううなことも確かにございますし、そしてまた、実際に特定の講座の教官のポストが欠員があるからといってそれでは目を広く外にまで広げて本当に適任者を求めるといふ姿勢に各大学がなつていただければそれこそまさに理想に近い状態でございますが、現実なかなかそこまですぐには追いつかないという点も確かに御指摘のとおりだと思います。

ます。私どもも努力をしてまいりたい、かように考えております。

○小西博行君 私も大学人だったからよくわかるんですが、非常にガードがかたいんですね。ですから各大学で、たとえばドクターコースをとりましてその大学に残るとか、これは非常に多いんですけれども、同じ国内でも、たとえば京大から東大へ教員で行くなんていうのはなかなかむずかしいんじゃないかなと。先ほど活力という話がありまして、もしそうならば最高だなと、自分もそう思いますけれども、相当文部省の方が指導をうまくやつてもらわないとまずまず何かガードを固めるんじゃないかなと。先ほど高木先生が語学でいろいろやるのでむしろ先生方も勉強するんじゃないか。まあいい方向に行けばそうなんですが、むしろそういう人は入れたくないというか、そつちの方がむしろ結論としては早くすぐ出してしまふと。私はその辺を実は心配しておるわけです。

それからもう一点は、非常に著名な先生方をぜひ呼びたいというお話でございますけれども、そうなりますと、昔のように——今日までやつていくわけですが、たとえば特別招聘制度ですね。こういう場合には兼職ができるわけですね、兼務が。アメリカの大学でいてさらにこちらへ来られると、こういうことができるんですが、今度の場合は専任ということですからそれはできないんでしよう。できないということですから、よければいい待遇の面——これは給与その他の待遇の面もありまして、研究費の問題ですね。これは、恐らく特に先進国のアメリカあたりから来る先生方というのはずいぶんやはり恵まれた中で研究されておられますので、その辺が非常に私は心配なので、その辺のバックをどういうかっこうで満足させてあげるといふ体制をとられるのかなと。その辺の御意見があつたらひとつ文部大臣の方からでもお聞きしたいと思つてます。

○国務大臣(小川平二君) 恐らくたたいま仰せのようなことが現状ではなからうかという感じが私もありまして、たたいま御指摘もいた

だきましたので、今後改善の努力をしなければならぬと思つております。

○小西博行君 先ほど他の委員からも御質問がございましたが、大学はそういうかっこうで優秀な先生をお呼びして、そして大学の中へ活力を与えていく。私がもっと心配しているのは、もつとやらなきやいかぬと思うのは、むしろ中学、高等学校あたりですね、この語学教育というのがこの委員会でもいづれでも私は問題になっていると思うんです。同時に、現実に大学を卒業しても日常のあいさつでもできないという人が非常に多いその環境から見ても、この語学教育をもう少し外人の先生方に来ていただいてやるような方法はないのかなと。人数が最近少しふえているようですが、けれども、とてもじゃないけれども、田舎の学校へ行きますともう全く先生はいませんから、まあ私は、会話ができないような英語教育というものを今日までずっとまだ続けておるわけでした、その辺が一番むしろ心配です。

それから、いつも申し上げるように、もう一点は、やはり外国人先生が入ることによつて何か子供さんの動機づけといひますか、語学に対する恐怖心といひますか、そういうことが取り除かれるんだつたら、もつとそつちの方が効果的じゃないかなと、そういう感じがしているわけでした、その辺に対する、具体的なものがなないにしても、一つのビジョンとしてお考えがあつたらぜひ聞かせてもらいたいと思つてます。

○政府委員(鈴木勲君) これは、先ほど申し上げましたが、その必要性という観点から申しますと、大学等と違ひまして、特別立法ということではなくて、現在の状態で国民教育は、高等学校以下の国民教育につきましては、日本の国籍を持つて教員をもつて充てるということになつておるわけでございます。諸外国の法令を見ましても、初等中等学校教員の外国人の就任につきましては、大学教員とは区別をいたしまして、その国籍を持つて者というふうに限定しているわけでございます。その趣旨は、やはり初等中等教育につきま

ては、国民教育という観点からその国籍を持つて教員が当たるという趣旨でございます。先生の御指摘になりました語学教育につきましては、まさにわが国の場合にはそういうネイティブスピーカーをよく招致いたしまして、生の英語に触れさせるとか、外国語に触れさせるといふ必要はございます。そういう観点から、正規の身分を持つて教員ということではございませんで、指導主事の助手といったしましてアメリカから呼んだり、あるいは英国人を呼んだりいたしまして、そういう形で刺激を与え、英語教育に役立つような施策は講じているわけでございます。この点につきましては、今後とも配慮をしなければならぬと思つてますが、それを正規の身分を持つて教員としてやるかどうかという点につきましては、たたいま諸外国の立法例等も申し上げましたように、大学とは区別をして、また語学教育につきましてはそういう面も配慮してやつてまいりたいというふうな考えております。

○小西博行君 語学教育の問題は、もうここで論ずるまでもなく、大変私は問題があると。何も外国の先生を入れたらすぐよくなると私も思いません。したがつて、これはむしろ外国人の先生に来ていただくというのが一点でありますけれども、語学教育というのはもう少し抜本的に考え直さなければいけないんじゃないか、そういう感じがしておるものですから、特にいまのように御質問申し上げたわけなんです。

最後にぜひともお願いしたいんですが、今度のこの法案は自民党の先生方の方から出された非常に私はいい提案ではないか、法案ではないかと、このように考えておりますので、できればもう最終までこれをやることによつてすばらしいものができたんだというところまでフォローをぜひしていただきたい。法案というのは、これは放送大学もありましたが、形としてはなかなかかつかないんです。ところが、現実これが実際に実行して成果を上げていくために実はもつと大きな努力が要るし、あるいは決断も要ると。これ

は文部省の方でも相当決断してやってもらわないと、つくっただけでもいままでも変わらないというような——これ文部大臣、すぐ結果が出るので、私はその辺もう少し責任を持って本当はやっていただきたい。これは各党全部賛成の法案だということにも聞いておきますので、そういった意味では本当に全力でいい方向に進んでいだけるような、われわれもそれに對して全面的に協力すると、そういう体制でもってやっていたらいい、そのことを申し上げて、決意がございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(小川平二君) この法案が成立いたしましたのは、その趣旨を大学関係者に十分徹底させまして実効の上がるような運用をいたしてまいるつもりでございます。

○小西博行君 終わります。

○委員長(片山正英君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山正英君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

問題について調査検討するため、小委員九名から成る義務教育諸学校等における育児休業に関する小委員会を設置することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片山正英君) 御異議ないと認めます。つきましては、小委員及び小委員長の選任は、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片山正英君) 御異議ないと認めます。それでは、小委員に大島友治君、田沢智治君、仲川幸男君、降矢敬義君、小野明君、粕谷照美君、柏原ヤス君、佐藤昭夫君及び小西博行君を指名いたします。

また、小委員長に大島友治君を指名いたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及びその補欠選任、並びに小委員から参考人の出席要求がありましての場合の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(片山正英君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十七分散会

〔参照〕

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案に対する修正案
私立学校振興助成法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第二条に一項を加える改正規定中「次の一項」を「次の六項」に改め、同改正規定中第六項の次に次の五項を加える。
7 前項の規定の適用を受ける者が昭和六十年三月三十一日までに学校法人とならなかったとき

は、地方公共団体の長は、その者に対し、期限を定めて、既に交付した補助金(第一項の規定に基づき第九條又は第十條の規定により交付した補助金をいい、その者が当該補助金の交付を受けることとなつた年度の四月一日から起算して六年以内の年度に係るものを除く。)の返還を命じなければならない。

8 地方公共団体の長は、前項の返還の命令を受けた者にやむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部又は一部を取り消すことができる。

9 第七項の規定により補助金の返還の命令を受けた者は、政令で定めるところにより、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に應じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金を当該地方公共団体に納付しなければならない。

10 第七項の規定による補助金の返還の命令を受けた者は、当該補助金を納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に應じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を当該地方公共団体に納付しなければならない。

11 地方公共団体の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

八月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学助成の大幅増額等に関する請願(第五五七八号)(第五五七九号)(第五六一〇号)

一、公立学校に勤務する女子事務職員の育児休業制度適用に関する請願(第五六四四号)

第五五七八号 昭和五十七年七月二十三日受理
私学助成の大幅増額等に関する請願
請願者 名古屋市中区徳川町八一 井川勝利外二千九百九十九名
紹介議員 鶴岡 洋君
この請願の趣旨は、第一〇三六号と同じである。

第五五七九号 昭和五十七年七月二十三日受理
私学助成の大幅増額等に関する請願
請願者 愛知県蒲郡市三谷町上田城六ノ三 藤井松郎外二千九百九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第一〇三六号と同じである。

第五六一〇号 昭和五十七年七月二十七日受理
私学助成の大幅増額等に関する請願
請願者 愛知県一宮市秋原町河田方三味浦一五 服部千代子外二千九百九十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第一〇三六号と同じである。

第五六四四号 昭和五十七年七月二十八日受理
公立学校に勤務する女子事務職員の育児休業制度適用に関する請願
請願者 東京都八王子市明神町四ノ二〇ノ一 東京都立南多摩高等学校内殿山清
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第五五三七号と同じである。

昭和五十七年八月二十四日印刷

昭和五十七年八月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W